

尼崎市障害者計画関連事業等一覧

(※事務局抽出)

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

課題 会員 基木施策	施策の 方向性 取組 項目	取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名												
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																													
重点課題1. 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり																													
基本施策1：保健・医療																													
① 公的医療費助成制度の実施 (1) 医療・リハビリテーション	●障害のある人の身体等の状態を軽減するための医療や、慢性病にかかっている子どもの健全な育成を図るために医療の助成を行うとともに、一層の制度周知を図ります	中事業	小児慢性特定疾病対策事業費(小児慢性特定疾病医療費支給事業)	-	子どもの慢性特定疾患のうち、国が指定した疾病的治療に係る医療費一部を負担して貰い、保護者の負担経済を図る。公費負担にあたっては、小児慢性特定疾病医療費支給を設置し、審査の結果、医療費支給者証を交付する。	-	平成27年の法改正により、対象疾患が増加したこともあり、給付人数は増加傾向にある。	維持(継続)	法定事業のため、今後も継続して実施する。	●	08-2-(5) (健康支援)	第3次地域いきいき健康プラン(まちがさき)	疾病対策課																
		中事業	自立支援医療等事業費(更生医療)	令和3年度実績:5,970件	更生等に必要な医療費を給付することにより、障害を除去、軽減または日常生活を容易にすることに資する。	-	-	維持(継続)	-	06-1-(1) (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課																	
													健康増進課																
	●障害のある人が安心して医療を受けることができるよう、医療費の自己負担額を軽減する助成制度を継続的かつ安定的に実施します。	中事業	重度身体障害児訪問リハビリ利用料助成事業費	-	・訪問リハビリテーションに要した総額から、訪問リハビリ料として支給される額から100分の10に相当する額を控除した額を助成する。	-	・令和2年2月に「兵庫県立障害児リハビリーションセンター(あまりー)」が市内に開設され、訪問リハビリの実利用者数は増加傾向にあり、重度身体障害児の経済的負担の軽減を図ることに、安心した在宅生活の促進を図ることができる。	廃止	・本事業による助成は令和3年6月利用分までとし、令和3年度をもって事業を廃止した。	●	06-1-(1) (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課																
		中事業	在宅重症心身障害児(者)訪問看護支援事業費	-	・訪問看護に要した総額から訪問看護療養費として支給される額及びその他給付金を控除した額から、訪問看護に要した総額の100分の10に相当する額を控除した額を助成する。	-	・在宅医療のニーズの高まりを受け、近年、全国的に訪問看護事業所数やその実利用者数も増加傾向にある。	廃止	・本事業による助成は令和3年6月利用分までとし、令和3年度をもって事業を廃止した。	●	06-1-(1) (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課																
		中事業	障害者(児)医療費助成事業費	-	・一定の所得を下回る身体障害者1級から3級、知的障害者150点以下及び精神障害者1級、2級の市民に対する、健康保険または後援高齢者医療保険による医療費のうち自己負担分の一割または全額を助成する。	-	・本市においても、訪問看護の実利用者数は増加傾向にあり、重度心身障害児(者)の経済的負担の軽減を図ることにも、安心した在宅生活の促進を図ることができる。	廃止	・在宅医療のニーズの高まりを受け、近年、全国的に訪問看護事業所数やその実利用者数も増加傾向にある。	●	06-1-(1) (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課																
		中事業	結核・精神医療付加金	-	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)第37条の2、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律(障害者総合支援法)第1条の公的医療機関にござる、精神医療の5%又は被扶養者自己負担額のいづれか少ない額を支給する。	-	・1件当たりの医療費助成額は概ね目標額を維持しており、受給者が負担すべき額を抑えることができ、本人またはその家庭の満足度につながった。	維持(継続)	・医療費助成制度の内容が複雑であることから、市民や医療機関に対してわかりやすい説明に努め、制度への理解が深まるよう工夫しながら取り組んでいく必要がある。	●	06-1-(1) (障害者支援)	障害者計画	福祉医療課																
		中事業	尼崎口腔衛生センター事業補助金	-	・心身障害者(児)歯科診療、休日急患歯科診療、受取検診業務及び障害者歯科診療や摂食嚥下支援に係る歯科医師等の人材育成に必要な経費の補助を行う。	-	・本事業の実施により、結核又は精神疾患の罹りにより収入が低いた被扶養者の経済的負担を軽減するとともに、被扶養者の医療機関を受診することを促進する効果があると考えている。	維持(継続)	・結核患者に係る給付は、一定の件数をもって推移しており、精神障害者に係る給付については、増加傾向にあることから、被扶養者の福祉の向上を図るための事業として維持する必要がある。	●	08-2-(5) (健康支援)	国保年金課																	
		中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(あまっこ部会)(医療のケア児部会)	-	・尼崎市自立支援協議会の開催等を行う。	-	・令和2年度向けに成文化された研修事業について、初年度を経え、新たな研修生の確保等、新たな課題も増えたことから、より効率的・効果的な事業展開となるよう、見直しをしていく必要がある。	維持(継続)	・尼崎市歯科医師会とともに事業運営全般についての実施状況を確認し、経営分析を前提とした事業運営に関する協議を尼崎市歯科医師会と進める中で、更なる口腔衛生センター事業の充実に努めている。	拡充	●	08-3-(2) (健康支援)	第3次地域いきいき健康プラン(まちがさき)	保健企画課															
② 地域の医療体制等の実施	●障害のある人が身近なところで安心して医療を受けられるよう、地域の総合病院(兵庫県立尼崎総合医療センターなど)や診療所など医療機関との連携・情報共有を進め、医療関係者に対して障害への理解促進を図るとともに、地域の医療体制の充実に取り組みます。	中事業	医療的ケア児等関係業務	-	-	-	-	維持(継続)	・医療的ケア児への適切な支援に向けては、引き続きQJTによる人材育成に取り組むとともに、「医療的ケア児等コアセンターが対象者のリスト管理や自宅訪問による生活状況の把握(20名)を進め、支援機関とのカウンタフレンスに積極的に参加し支援を行なったところ。	●	●	06-1-(1) (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当															
		その他取組			-	-	-	維持(継続)	・地域の医療機関等との連携を進めため、医療的ケア児等コアセンターが尼崎総合医療センター(GMC)や訪問看護ステーションなど医療機関とのカウンタフレンスに積極的に参加したところ、退院前後の円滑な支援につなげたほか、相談支援や生活介護の事業所ネットワーク会議に異立障害児(者)ハビリテーションセンター(あまりー)を招くことで、ハビリテーション事業の商知を図ることができた。	●	●	06-1-(1) (障害者支援)	障害者計画	南北障害者支援課	南北障害福祉政策担当														
																	保健企画課 健康増進課 南北地域保健課 疾病対策課												

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

課題 会員	基本施策		取組 項目	取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所轄名																		
	施策の 方向性	取組 項目																																			
基本理念 : 誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																																					
重点課題1. 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり																																					
基本施策1: 保健・医療																																					
① 対応する精神科救急																																					
(2) 難病等に対する施策	① 医療・相談支援の充実	(3) 難病等に対する施策	② 理解・知識の普及	●必要な救急医療が提供できるよう、兵庫県の精神科救急も活用しながら、休日・夜間を含めた精神科救急医療の充実に努めます。																																	
③ 精神科の対応	●難病患者やその家族等が抱える日常生活上での悩みや不安、療養に関する相談に対して支援を行い、安定した療養生活の確保と難病患者やその家族の生活の質の向上に取り組みます。また、兵庫県が設置する専門支援機関(兵庫県難病相談センターなど)や医療機関と連携を図るなどし、難病患者の地域生活の支援に努めます。			●当事者やその家族、関係団体など様々な視点から相談支援を行うことで、個別の内容や幅広いニーズにも対応できるよう支援体制の充実を図ります。																																	
④ 理解・知識の普及	●難病患者等の療養生活を支援するため、難病医療講演会や相談会を開催するとともに、本人や家族同士の交流を促進します。また、保健や医療、福祉サービスの提供等にあたっては、難病等の特性(病状の変化や進行、福祉ニーズなど)に配慮したものとなるよう、関係機関に対して理解・協力の促進に努めます。			●難病患者等の療養生活を支援するため、難病医療講演会や相談会を開催するとともに、本人や家族同士の交流を促進します。また、保健や医療、福祉サービスの提供等にあたっては、難病等の特性(病状の変化や進行、福祉ニーズなど)に配慮したものとなるよう、関係機関に対して理解・協力の促進に努めます。																																	
●必要な救急医療が提供できるよう、兵庫県の精神科救急も活用しながら、休日・夜間を含めた精神科救急医療の充実に努めます。																																					
●難病患者の抱える不安や療養及び日常生活相談等に対し、教室や相談、交流会等を実施し、身体的・精神的負担の軽減を図り、難病患者やその家族の支援を行います。また、県事業である特定医療費(指定難病)支給認定申請に関する連携窓口業務を行います。																																					
●難病患者の抱える不安や療養及び日常生活相談等に対し、教室や相談、交流会等を実施し、身体的・精神的負担の軽減を図り、難病患者やその家族の支援を行います。また、県事業である特定医療費(指定難病)支給認定申請に関する連携窓口業務を行います。																																					
●難病患者の抱える不安や療養及び日常生活相談等に対し、教室や相談、交流会等を実施し、身体的・精神的負担の軽減を図り、難病患者やその家族の支援を行います。また、県事業である特定医療費(指定難病)支給認定申請に関する連携窓口業務を行います。																																					
●難病患者の抱える不安や療養及び日常生活相談等に対し、教室や相談、交流会等を実施し、身体的・精神的負担の軽減を図り、難病患者やその家族の支援を行います。また、県事業である特定医療費(指定難病)支給認定申請に関する連携窓口業務を行います。																																					
●難病患者の抱える不安や療養及び日常生活相談等に対し、教室や相談、交流会等を実施し、身体的・精神的負担の軽減を図り、難病患者やその家族の支援を行います。また、県事業である特定医療費(指定難病)支給認定申請に関する連携窓口業務を行います。																																					
●難病患者の抱える不安や療養及び日常生活相談等に対し、教室や相談、交流会等を実施し、身体的・精神的負担の軽減を図り、難病患者やその家族の支援を行います。また、県事業である特定医療費(指定難病)支給認定申請に関する連携窓口業務を行います。																																					
●難病患者の抱える不安や療養及び日常生活相談等に対し、教室や相談、交流会等を実施し、身体的・精神的負担の軽減を図り、難病患者やその家族の支援を行います。また、県事業である特定医療費(指定難病)支給認定申請に関する連携窓口業務を行います。																																					
●難病患者の抱える不安や療養及び日常生活相談等に対し、教室や相談、交流会等を実施し、身体的・精神的負担の軽減を図り、難病患者やその家族の支援を行います。また、県事業である特定医療費(指定難病)支給認定申請に関する連携窓口業務を行います。																																					
●難病患者の抱える不安や療養及び日常生活相談等に対し、教室や相談、交流会等を実施し、身体的・精神的負担の軽減を図り、難病患者やその家族の支援を行います。また、県事業である特定医療費(指定難病)支給認定申請に関する連携窓口業務を行います。																																					
●難病患者の抱える不安や療養及び日常生活相談等に対し、教室や相談、交流会等を実施し、身体的・精神的負担の軽減を図り、難病患者やその家族の支援を行います。また、県事業である特定医療費(指定難病)支給認定申請に関する連携窓口業務を行います。																																					
●難病患者の抱える不安や療養及び日常生活相談等に対し、教室や相談、交流会等を実施し、身体的・精神的負担の軽減を図り、難病患者やその家族の支援を行います。また、県事業である特定医療費(指定難病)支給認定申請に関する連携窓口業務を行います。																																					
●難病患者の抱える不安や療養及び日常生活相談等に対し、教室や相談、交流会等を実施し、身体的・精神的負担の軽減を図り、難病患者やその家族の支援を行います。また、県事業である特定医療費(指定難病)支給認定申請に関する連携窓口業務を行います。																																					
●難病患者の抱える不安や療養及び日常生活相談等に対し、教室や相談、交流会等を実施し、身体的・精神的負担の軽減を図り、難病患者やその家族の支援を行います。また、県事業である特定医療費(指定難病)支給認定申請に関する連携窓口業務を行います。																																					
●難病患者の抱える不安や療養及び日常生活相談等に対し、教室や相談、交流会等を実施し、身体的・精神的負担の軽減を図り、難病患者やその家族の支援を行います。また、県事業である特定医療費(指定難病)支給認定申請に関する連携窓口業務を行います。																																					
●難病患者の抱える不安や療養及び日常生活相談等に対し、教室や相談、交流会等を実施し、身体的・精神的負担の軽減を図り、難病患者やその家族の支援を行います。また、県事業である特定医療費(指定難病)支給認定申請に関する連携窓口業務を行います。																																					
●難病患者の抱える不安や療養及び日常生活相談等に対し、教室や相談、交流会等を実施し、身体的・精神的負担の軽減を図り、難病患者やその家族の支援を行います。また、県事業である特定医療費(指定難病)支給認定申請に関する連携窓口業務を行います。																																					
●難病患者の抱える不安や療養及び日常生活相談等に対し、教室や相談、交流会等を実施し、身体的・精神的負担の軽減を図り、難病患者やその家族の支援を行います。また、県事業である特定医療費(指定難病)支給認定申請に関する連携窓口業務を行います。																																					
●難病患者の抱える不安や療養及び日常生活相談等に対し、教室や相談、交流会等を実施し、身体的・精神的負担の軽減を図り、難病患者やその家族の支援を行います。また、県事業である特定医療費(指定難病)支給認定申請に関する連携窓口業務を行います。																																					
●難病患者の抱える不安や療養及び日常生活相談等に対し、教室や相談、交流会等を実施し、身体的・精神的負担の軽減を図り、難病患者やその家族の支援を行います。また、県事業である特定医療費(指定難病)支給認定申請に関する連携窓口業務を行います。																																					
●難病患者の抱える不安や療養及び日常生活相談等に対し、教室や相談、交流会等を実施し、身体的・精神的負担の軽減を図り、難病患者やその家族の支援を行います。また、県事業である特定医療費(指定難病)支給認定申請に関する連携窓口業務を行います。																																					
●難病患者の抱える不安や療養及び日常生活相談等に対し、教室や相談、交流会等を実施し、身体的・精神的負担の軽減を図り、難病患者やその家族の支援を行います。また、県事業である特定医療費(指定難病)支給認定申請に関する連携窓口業務を行います。																																					
●難病患者の抱える不安や療養及び日常生活相談等に対し、教室や相談、交流会等を実施し、身体的・精神的負担の軽減を図り、難病患者やその家族の支援を行います。また、県事業である特定医療費(指定難病)支給認定申請に関する連携窓口業務を行います。																																					
●難病患者の抱える不安や療養及び日常生活相談等に対し、教室や相談、交流会等を実施し、身体的・精神的負担の軽減を図り、難病患者やその家族の支援を行います。また、県事業である特定医療費(指定難病)支給認定申請に関する連携窓口業務を行います。																																					
●難病患者の抱える不安や療養及び日常生活相談等に対し、教室や相談、交流会等を実施し、身体的・精神的負担の軽減を図り、難病患者やその家族の支援を行います。また、県事業である特定医療費(指定難病)支給認定申請に関する連携窓口業務を行います。																																					
●難病患者の抱える不安や療養及び日常生活相談等に対し、教室や相談、交流会等を実施し、身体的・精神的負担の軽減を図り、																																					

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

課題 会員	基本施策 施策の 方向性	取組項目	取組内容(第4期)		中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名																																		
基本理念 : 誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																																																					
重点課題1. 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり																																																					
基本施策1: 保健・医療																																																					
④ 原因となる疾患の予防・支援等	① 早期発見・早期支援の推進	中事業	乳幼児健診事業費																																																		
		中事業	乳幼児健診事業費	・4か月児健診検査、9～10か月児健診検査、1歳6か月児健診検査、3歳6か月児健診検査、乳幼児育児相談、未受診児健診を実施し、その結果に基づき適切な指導及び支援を行う。				・集団健診の継続を基本的に、感染拡大時には個別健診も実施した。個別健診後の支援会は医師会と連携し、タイムリーに情報共有を行うことで、速やかな支援につなげた。 ・「いっしあと連携した未受診児対策の取組の検証とともに、より効率的な対応に向けた協議を進め、マニュアルの作成を行った。また、医師会による定期的な検討会を通じて、未受診児の状況を把握し、未受診児の早期発見・治療につなげた。	-		維持(継続)	・乳幼児健診については改定した未受診児対策マニュアルに基づき、いくどもの連携によって得た未受診児の情報活用して未受診児対策を行うほか、小児健診の案内などにより受診率の向上を図る。 ・乳幼児健診の指針では、コロナ禍において感染対策を行っていたとしても、他の子どもの様子を見て遊び共感する機会を持つことや多職種による支援を強化するなど子どもの成長発達や接し方を学べる工夫を行った。 ・児童の健診後の発達フォローについて、児の特性に応じて早期に支援できるよう、より一層いくくらとの連携を図る。		●		04-1-(1) (子ども・子育て支援)		北部地域保健課																																			
		中事業	幼児精密健診事業費	・1歳6か月児健診検査及び3歳6か月児健診検査の結果、精密検査が必要となった幼児を速やかに委託医療機関で受診せることにより、疾病・障害等を早期に発見し、早期治療・早期療育につなげた。			・令和3年7月より3歳6か月児健診の眼科健診に屈折検査機器を導入したことにより、精密検査の医療機関受診率が令和2年度の35.8%から令和3年1月度まで上昇し、弱視の早期発見・治療につなげた。 ・精密検査の必要性が理解されず、受診につながっていないケースや医療機関を受診しても医療機関からの回答がない場合もある。	-		維持(継続)	・対象者の受診状況が把握できない場合は、引き続き定期的に電話による受診勧奨を実施し、結果の把握に努める。		拡充	●	04-1-(1) (子ども・子育て支援)		北部地域保健課																																				
		中事業	児童生徒乳幼児健康診査事業費(児童・生徒・乳幼児の心臓疾患・腎臓疾患・脊柱側弯症・結核などについての健康診査事業)	・乳幼児等の健康診査や専門相談、療育教室を実施して、発達の遅れや障害が疑われる子どもの早期発見・支援に取り組みます。また、「子どもの育ち支援センター(いっしょ)」において保育園や幼稚園、学校等と連携を図るなどし、発達に課題を抱える子どもを適切な支援につなげます。			・就学前の子どもの発達フォロー体制について開部局で検討を進めたことで、次年度に向けて、いくども連携した専門的心理相談の実施や乳幼児健診の問診票の改定などにつなげた。	-		維持(継続)	・幼児の健診後の発達フォローについて、児の特性に応じて早期に支援できるよう、より一層いくくらとの連携を図っていく。		●	04-1-(1) (子ども・子育て支援)		北部地域保健課 健康増進課																																					
		中事業	支援者サポート事業費(施設支援事業)	・3歳6ヶ月児健診後の発達特性のある子どものフォロー体制の確立を保健部局と協議することで、検査は希望しないが専門的な相談を希望する保護者の支援がいる個体として、いくどもから南北保健福祉センターに心理士を派遣する事業を構築した。			・3歳6ヶ月児健診後の発達フォロー体制について、切れ目のない支援が実施できているかどうか検証する必要がある。	-		維持(継続)	・心理職を南北保健福祉センターに派遣することで、乳幼児健診後のフォロー体制の強化を図るとともに、事業検証を含めた支援体制の検討を進める。		●	04-3-(1) (子ども・子育て支援)		いくしか進課																																					
		中事業	支援者サポート事業費(施設支援事業)	・疾病的早期発見と予防に努め、学校教育活動中の安全・安心を確保するため、定期健診診断や心疾患対策・腎疾患対策・脊柱側弯症・結核などについての健康診査を実施し、児童生徒の健康づくりを推進する。			-		維持(継続)				●	03-1-(3) (学校教育)		保健体育課																																					
		中事業	支援者サポート事業費(施設支援事業)	・就学時健診では、0割の学校で集団面接を実施し、個別面接よりも効率的に集団生活で配慮が必要だと思われる子どもをスクリーニングなどができた。			・就学時健診で気になった子どもの就学前の情報を円滑に小学校に伝える仕組みが確立していない。	-		維持(継続)	・幼保小連携を円滑に行う仕組みづくりの一環として、教育委員会と連携し就学時健診で配慮が必要だと思われる子どもの情報共有を行うモデル校の選出を通して支援体制の見直し等に取り組む。		●	04-3-(2) (子ども・子育て支援)		いくしか進課																																					
		中事業	支援者サポート事業費(施設支援事業)	・保護者の理解が整っておらず、各施設(幼稚園・保育所・園・小・中・高校)の義務が子どもとの対応で困難さを抱えている場合に、発達障害の早期発見と予防に努め、学校教育活動中の安全・安心を確保するため、定期健診診断や心疾患対策・腎疾患対策・脊柱側弯症・結核などについての健康診査を実施し、児童生徒の健康づくりを推進する。			・小・中学校への周知を図るために、保育所・園長会に加えて、小中学校長会・教頭会・特別支援第一デスク・第一助強会による事業の周知を行い、訪問回数が前年度より増加した。 ・小中学校の専門職が協同して、特性のある子どもたちの隠れadolescentを把握するため、各施設において支援者と子どもたちを交換することで、支援者の困り感を軽減する効果があったことがアンケート結果から明らかにされた。	-		維持(継続)	・各施設での現場での問い合わせ方次第で子どもの困り感が軽減するケースがあるため、施設職員のスキルアップが必要である。		●	04-3-(2) (子ども・子育て支援)		いくしか進課																																					
		中事業	支援者サポート事業費(施設支援事業)	・子どもの対応に困難さを感じている各施設の職員を対象に、子どもの行動観察や理解、対応の仕方にについて学ぶ講座を開催する。			・施設支援事業では、専門職が学校園・訪問回数43回、対象児童8人)に前言等を行い、各施設園生活に寄与した。	-		維持(継続)	・対象者の拡大とともに、より具体的な支援方法が提案できるよう、事前に施設の情報を共有することで効率的、効果的な事業運営を図っていく。		●	04-3-(2) (子ども・子育て支援)		いくしか進課																																					
		中事業	支援者サポート事業費(ティチャーストレーニング)				・小学校教員2名、保育士5名に対して実施し、子どもの行動観察や理解、対応の仕方にについて具体的な対処方法を提供しスキルアップを図ることができた。 ・保健運営課と連携し、公立保育所の保育士17人へ研修を実施し、子どもの支援を考える際の子どもの視点から考えるの大切さを伝えることができた。	-		維持(継続)	・保育士や教員、児童ホーム等、職員向けの研修の実施についても検討していく。		●	04-3-(2) (子ども・子育て支援)		いくしか進課																																					

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

課題 会員 基盤	施策の 方向性 取組 項目	取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名																		
基本理念 : 誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																																			
重点課題1. 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり																																			
基本施策1: 保健・医療																																			
<p>●障害の原因となる様々な病気等の早期発見を進めるため、各種健康相談や健康教育など疾患に対する啓発等を実施し、早期受診の必要性について周知を図るとともに、必要な支援につなげます。</p>																																			
④ 障害の原因となる 疾病的予防・ 支援等	② 健康づくりの推進	中事業	健康づくり事業費(健康教育事業)	<p>・健康づくりに必要な情報提供、「食事・運動・歯・たばこ等」テーマにした専門講習(保健師、管理栄養士・歯科衛生士等)による健康教育、各種健診の受診勧奨、健康づくり推進員の育成・支援、地域での健康づくり活動の把握・見える化及び団体間の交流を行う。</p>			-	維持(継続)	<p>・健康教育事業では新型コロナウイルス感染症のため、例年実施していた講座やイベントが中止となつたが、感染予防を徹底して一部の講座については実施できた。</p>			●	08-2-① (健康支援)	健康増進課 南部地域保健課																					
			健康づくり事業費(健康づくり推進員(各種サポート)養成事業)	<p>・健康づくり推進員養成事業では、新型コロナウイルス感染症のため昨年度実施できなかつた健康づくりPR事業を実施するなど、中止していた健康づくり活動を再開させることができた。</p>			-	維持(継続)	<p>・健康づくり推進員の養成については、「働き盛り世代」をターゲットとし、関係部署と連携をとりながら生活習慣の改善に向けた支援を引き続き行う。</p>				08-2-① (健康支援)																						
			児童生徒幼児健康診断事業費(小児生活習慣病対策事業)	<p>・病気の早期発見と予防に努め、学校教育活動中の安全・安心を確保するため、定期健康診断や心疾患対策、脳疾患対策、脊椎ヘルニア対策、結核対策、小児肥満対策等の検診を実施し、児童生徒児の健康づくりを推進する。</p>					<p>・令和2年度はコロナによる外出や活動自粛の影響で新たな対象者が増えたものの、受診に対し前向きな家庭も多かったものと考えられる。</p>					03-1-③ (学校教育)	保健体育課																				
④ 障害の原因となる 疾病的予防・ 支援等	② 健康づくりの推進	中事業	ヘルスアップ尼崎戦略事業費(ヘルスアップ健診事業)	<p>・受診率向上対策の取組、生活習慣病予防や重症化予防の対策としての重度高血圧者等への保健指導の徹底や未治療者の継続支援。</p>			-	維持(継続)	<p>・特定健診の受診率向上対策として、一部予約なしでの受付を実施し、受診勧奨は毎年継続受診者の層や新規対象者の層など、4層に分類し、各広報物の内容を変えて周知を図った。</p>			●	08-1-② (健康支援)	健康支援推進担当																					
									<p>・昨年度に引き続き、コロナ禍の影響により、受診率が低下傾向で、受診控えや健診の優先順位が低く抑えられてしまつたことが課題である。</p>																										
		中事業	生活習慣病予防ガイドライン推進事業費(未いまきカラダ戦略事業)	<p>・市内の小中学校において、市独自に作成した望ましい生活習慣を習得するための学校教材副読本「みんなで考える尼崎の健康」を活用した授業を実施。</p>			-	維持(継続)	<p>・健診データの読み取りや病態に関する研修などの事例演討を行ふことで、保健指導の質の向上に取り組んだ。</p>			●	08-1-② (健康支援)	健康支援推進担当																					
			生活習慣病予防ガイドライン推進事業費(保健所・幼稚園生活習慣教育事業)	<p>・市独自で作成した、園児も遊びながら使える教材を活用し、小学校での授業に引き継げる基礎的な生活習慣病予防の授業を実施。</p>					<p>・健診データの読み取りや病態に関する研修などを通じて、保健指導の質の向上に取り組んだ。</p>																										
			生活習慣病予防ガイドライン推進事業費(高血圧ゼロのまち推進事業)	<p>・心筋梗塞や脳血管疾患等の「循環器病」危険因子である高血圧は、市内各自治会での啓発活動による知識習得や正しい生活習慣病の1つであることから、自らの血圧の変化を確認する市民を増やすため、血圧記録帳を1,000部作成し、市内公共施設で配付を行った。</p>						<p>・ヘルスアップ尼崎戦略会議での議論と情報共有を通じ、事業を東ねる施策の達成度をはかる新たな指標による効果分析と配下事業の新たなデータ整備をより一層進めるこにより、引き続き、全庁的な生活習慣病予防対策を進める。</p>				08-1-① (健康支援)	健康増進課																				

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

課題 番号	基本施策		取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスター・プラン)	担当所属名																
	施策の 方向性	取組 項目																																
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																																		
重点課題1：必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり																																		
基本施策2：福祉サービス、相談支援																																		
<p>① ス訪問 問系 実サ ー ビ</p> <p>●障害のある人の在宅生活を支えるため、個々のニーズや生活状況等に応じた必要な居宅サービス(居宅介護、重度訪問介護など)を提供します。</p> <p>中事業 障害者(児)自立支援事業費 障害児通所支援給付費</p> <p>・障害福祉サービスと障害児通所支援サービスの支給決定者は、令和2年年末6,473人から令和3年年末は6,986人に増加(-513人)しており、障害のある人の自立や地域生活の支援に寄与している。</p> <p>●常時介護を必要とする障害のある人が自ら選択する地域で安定した生活を営むことができるよう、日々の所持サービス(生活介護など)を提供します。</p> <p>中事業 重症心身障害者通園事業体制維持補助金</p> <p>・医療的ケアを要する重症心身障害者が通所利用する生活介護事業所で、看護職員を配置している一定の要件を満たした場合に、その費用の一部を補助する。</p> <p>中事業 障害者安心生活支援事業</p> <p>・地域全体で支えるサービス提供体制である「地域生活支援拠点」の機能が円滑かつ効果的に進むよう関係機関との連携強化等を図ることで、障害者等の地域生活を支援する。</p> <p>●入所施設や病院から地域生活へ移行する障害のある人が自立した生活を営むことができるよう、身体機能や生活能力の維持・向上のために必要な訓練(機能訓練、生活訓練)を提供します。</p> <p>中事業 身体障害者福祉センター指定管理運営事業費(自立訓練(機能訓練))</p> <p>・身体障害者社会参加支援施設として、各種の相談、啓発事業、事業所情報の把握や利用(空き)状況の公示表等の取組を進めた。</p> <p>●家族や介護者の病気や急用、休憩等の理由によって、一時的な受け入れを必要とする障害のある人に、短期間の入所または一時的な預かりのサービス(短期入所、日々一時支援)を提供します。</p> <p>中事業 障害者(児)日中一時支援事業費</p> <p>・日中ににおいて監視する者がいないため、一時に見守り等の支援が必要な障害者(児)を指定した事業者等で保護し、見守りや日常的な訓練等を行う。</p> <p>中事業 日常用具給付等事業費</p> <p>・身体障害者(児)、知的障害者(児)及び難病患者に対し、日常生活用具を給付する。</p> <p>●補装具や日常生活用具の給付等により、障害のある人の身体機能の代替・補完や日常生活の利便性の向上を図るとともに、福祉用具に関する情報を提供するなど、その普及・促進につなげます。</p>																																		
(1) 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 等 の 充 実	② 日 中 活 動 系 サ ー ビ ス	維持(継続)	●06-1~② (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉政策担当																													
	(1) 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 等 の 充 実	維持(継続)	●06-2~③ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当																													
③ 福 祉 用 具 の 利 用 支 援 等	維持(継続)	●06-1~② (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉課																														

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

運営会員	基本施策		取組内容(第4期)	中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要事業	R4 主要事業	R3 主要事業	事務事業	施策評価	総合計画体系	分野別計画 (マスター・プラン)	担当所属名																
	施策の方向性	取組項目																																
基本理念 ：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																																		
重点課題1： 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり																																		
基本施策2：福祉サービス、相談支援																																		
④ その他の日常生活を支援する福祉サービスの充実	●自宅での入浴や通所等による入浴が困難な重度の障害のある人に、訪問入浴サービス事業を実施します。また、地域において現に住居を求めている障害のある人が低額な料金で居室等の利用ができ、日常生活に必要な便宜を受けることができる福祉ホームの運営を助成します。	中事業	重度身体障害者訪問入浴サービス事業費		・居住に移動入浴車を派遣し、事業者が浴槽を居室に運び込んで入浴の提供を行う。	・介護者の介助や障害福祉サービスによる入浴が困難な在宅の重度身体障害者の清潔保持と心身機能維持を目的とした入浴を負担軽減する取り組み。当該事業の委託料はかかることあるため、利用者数はほぼ横ばいとなっているが、コロナ禍における利用自粛により、令和2年度同様、全体の利用回数は例年に比べて減少している。	・障害のある人の高齢・重度化が進む中、今後も入浴支援のニーズは高まることが想定されたため、障害福祉サービスによる対応とあわせて、本事業の継続的な実施に取り組んでいく必要がある。	維持(継続)		・重度身体障害者の入浴にあたっては、当該事業による支援でないと対応できない方も一定数いるため、今後も継続的な事業運営に取り組む。				●	06-1-② (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉課																	
		中事業	障害者福祉ホーム事業補助金		・対象施設を運営する福祉ホームに対し、本市からの人居者の割合に応じ、要する費用の一部を補助する。	・申請のあった障害者福祉ホームは、市外の精神障害者福祉ホーム1か所であり、入居者は精神はいい状況が続いているが、当該障害者福祉ホームを運営する法人に対し、費用の一時を補助する。低額な料金で居室その他の設備の導入が可能になり、利用する障害者の負担軽減を図ることができた。	-	維持(継続)	・障害者福祉ホームは、住居を求めている障害者に対し、低額な料金で居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与することにより、地域生活の支援を図るため、今後も継続して事業を実施する。				●	06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課																		
	① 障害福祉サービスへの充実	中事業	心身障害者(児)対策事業費(特別障害者手当等支給事業)		・精神又は身体に著しく重度の障害を有するために、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に支給する。	経過的福祉手当 月額14,800円(令和3年度実績84件) 障害児福祉手当 月額14,800円(令和3年度実績3,029件) 特別障害者手当 月額27,500円(令和3年度実績6,133件)	-	維持(継続)	・日常生活において常時特別の介護を必要とする重度心身障害者(児)に対し、負担の軽減や社会参加等の促進を図るために、今後も継続して事業を実施する。				●	06-1-② (障害者支援)		障害福祉課																		
		中事業	心身障害者(児)対策事業費(重度心身障害者(児)介護手当)		・障害福祉サービス又は介護保険サービスを利用しない心身障害者(児)を在宅で介護する者に対し、年に1回(2月)介護手当(年額10万円)を支給する。	<令和3年度実績 延べ人数240人>	-	維持(継続)	・日常生活において常時特別の介護を必要とする重度心身障害者(児)に対し、負担の軽減や社会参加等の促進を図るために、今後も継続して事業を実施する。				●	06-1-② (障害者支援)		障害福祉課																		
		中事業	心身障害者(児)対策事業費(在宅心身障害児及び重度知的障害者手当等支給事業)		・保護者が病気等の事情で心身障害児及び重度知的障害者の介護ができないときに一時的に介護を確保する。	<令和3年度実績 延べ日数9日>	-	維持(継続)	・日常生活において常時特別の介護を必要とする重度心身障害者(児)等に対し、負担の軽減や社会参加等の促進を図るために、今後も継続して事業を実施する。				●	06-1-② (障害者支援)		障害福祉課																		
		中事業	心身障害者(児)対策事業費(心身障害者理美容サービス事業)		・介護手当の支給を受けている介護者が介護している、重度の心身障害者(児)に対して理容・美容の出張サービスを実施する。一人あたり、年間4枚のチケットを交付する。	・理美容サービスにおいては、支給対象者である介護手当受給者数が年々減少していることでも、ケータイ利用枚数も同様に減少しているが、サービスを継続することで、重度心身障害者(児)の健康管理及び保健衛生の向上や介護者の負担軽減を図ることができた。	-	維持(継続)	・日常生活において常時特別の介護を必要とする重度心身障害者(児)等に対し、負担の軽減や社会参加等の促進を図るために、今後も継続して事業を実施する。				●	06-1-② (障害者支援)		障害福祉課																		
		中事業	児童福祉施設入所心身障害児扶養手当補助金		・令和元年10月から実施された児童教育・保育の無償化に伴い、補助対象者は以前に比べ減少しているが、児童福祉施設を利用する心身障害児の保護者が負担する費用の2分の1を助成する。	・心身障害児の心身や学年等の状況により児童福祉施設の利用が必要になった扶養義務者に対する負担軽減を図るために、今後も継続して事業を実施する。	-	維持(継続)	・心身障害児の心身や学年等の状況により児童福祉施設の利用が必要になった扶養義務者に対する負担軽減を図ることにより、心身障害児の療育の促進を図るために、今後も継続して事業を実施する。				●	06-1-② (障害者支援)		障害福祉課																		
		中事業	心身障害者(児)対策啓発事業費(福祉の手引き)		・障害者に対する福祉サービス等を記した「福祉の手引き」を作成し、障害者手帳取得時や研修会等で配布する。	-	維持(継続)	-					●	06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課																		
		中事業	重度障害者等特別給付金支給事業費		・国民年金制度上、国籍要件等により国民年金の適用除外となったため、障害基礎年金を受給できない重度障害者及び中度障害者に、障害基礎年金1・2級に準じた特別給付金を支給する。	・現在の受給者は12人と少数ではあるが、本給付金に係る受給手続きは、本人からの申告により、審査後受給者となることから、該当教員漏れの数個所での年1回の申告に加え、ホームページでも周知を図っている。	・重度障害者への給付は、市と県の共同事業として、双方が給付額の1/2ずつを負担することにより実施している。一方、阪神間各市において平成20年度から対象を拡大して実施している中度障害者への給付については、県の負担が制度化されていない状況であり、県内の負担となっている。	維持(継続)	・本来、制度的無年金外国籍重度障害者等は、国の年金制度で救済されるべきものであるが、国の法整備が図られるまでの間の福祉の措置として、事業の必要性及び有効性は高い。このため、今後も継続して実施する。				●	08-1-④ (健康支援)		国保年金課																		
	⑤ サービスの質の向上等	中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(非定型審査会)		・尼崎市障害福祉サービス等支給決定基準(ガイドライン)において基準を超える支給決定を行う際などに非定型審査会を開催する。			維持(継続)						06-1-② (障害者支援)	障害者計画	南北障害者支援課																		
		中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(国保連合会支払事務委託)		・障害者福祉サービス支払のための国保連合会支払事務委託です。	<令和3年度実績 保障福祉サービス支払事務委託件数 120,916件>	・適正な支払事務に向けては、国保連への委託と合わせ、請求審査ソフトを活用して重複チェック等を行い、事業所への連絡等の対応をしているが、サービス支給件数の増加や年度による制度変更等に伴い、毎月、請求誤りが一定数発生しているため、その対応が課題となっている。	維持(継続)	・適正な支払事務に向けては、事業所への定期報告等の対応をより正確にし、請求方法を伝えるとともに、請求審査システムを活用して重複チェック等を行なうなどし、増大する請求事務への対応に努めていく。				●	06-1-② (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉課																		
		中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(ガイドライン検討部会)					維持(継続)									障害福祉政策担当																	
●サービスや相談支援が円滑に提供されるよう、これらの事業者に対して必要な情報等を提供します。また、障害福祉サービスや移動支援等の支給決定基準(ガイドライン)の周知と確実な運用を行うとともに、ガイドラインの基準を超えるため、医療や福祉関係者等で構成する審査会を開催するなどして、障害のある人への適切なサービス提供等に取り組みます。																																		
●障害のある人やその家族をはじめ、委託相談支援事業所や保健・医療・福祉等の関係者で構成する自立支援協議会「ガイドライン検討部会」を開催し、各種ガイドラインの運用状況の検証等を行うほか、適切かつ良質なサービス提供のために必要な取組・課題等について共有を図ると共に、相互の連携の緊密化に努めます。																																		

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

運営会 議事項	基本施策		取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスター・プラン)	担当所属名																
	施策の 方向性	取組 項目																																
基本理念 ：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																																		
重点課題1： 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり																																		
基本施策2：福祉サービス、相談支援																																		
中事業	障害者支援施設新規入所者PCR検査事業費	・PCR検査については、原則、入所予定施設を通じて、市が委託契約する民間検査会社が実施する。当該施設を通じての受検が困難な場合は、本人が希望した医療機関等で受検し、償還払いにより補助する。	・障害者支援施設に入所する前に、PCR検査により感染の有無を確認できることで、施設内でのクラスター発生予防等につながるとともに、安定的な施設運営にも寄与している。	・本事業は、新型コロナウイルス感染症対策に係る一時(規定)的な事業であるため、今後の感染状況等を踏まえて、事業運営の方針を検討していく必要がある。	維持(継続)	・入所施設におけるクラスターの発生等を予防するため、令和4年度も継続して本事業を実施していく。あわせて、今後の感染状況やクラスターの接種状況等を踏まえながら、事業の継続の必要性等について検討していく。				●		06-1~② (障害者支援)		ー	障害福祉政策担当																			
	要介護者一時受入事業費	・介護者が新型コロナウイルスに感染し入院した場合等において、濃厚接触者等となり、介護する人がなく、居宅サービス事業所では対応できない在宅の要介護者(障害者)を一時的に受け入れる施設を確保する。	・令和4年度においては、幸い当該事業による入事業は発生しなかったが、濃厚接触者等となり、在宅生活が維持できない要介護者(障害者)の日常生活を維持するための受入体制が確保できた。	・本事業は、新型コロナウイルス感染症対策に係る一時(規定)的な事業であるため、今後の感染状況等を踏まえて、事業運営の方針を検討していく必要がある。	維持(継続)	・居宅サービス事業所では対応できない際のセーフティネット事業として、本市が委託する要入先の法人と連携を取りつつ、令和4年度も継続して本事業を実施していく。あわせて、今後の感染状況等を踏まえながら、実施期間を短縮するなど、事業の運営方法や継続の必要性等について検討していく。			●	06-1~② (障害者支援)		ー	障害福祉政策担当																					
	濃厚接触者等在宅支援提供事業費	・新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等または陽性者に該当した場合でも、日常生活において必要なサービスを継続するため、濃厚接触者等または陽性者によるサービス従事者に対し、協力金を支給する。	・サービス従事者に協力金を支給することにより、濃厚接触者等または陽性者によるサービス従事者に対し、協力金を支給する。	・濃厚接触者の特定・行動制限が変化するなど、今後の状況に応じた対象者等への見直しが求められる。	維持(継続)	・新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間の間の障害サービス提供体制の維持・確保に応じて対応していく必要がある。今後の感染状況や濃厚接触者の特定・行動制限の変化に留意しつつ、事業内容の変更等を検討していく。			●	06-1~② (障害者支援)		ー	障害福祉政策担当																					
	障害福祉サービス確保支援事業費	・障害者及び障害児に必要なサービス又は支援を継続して提供できるよう、障害福祉サービス事業所等におけるかかり増し経費等を助成する。	・令和4年度は延べ2法人(延べ45事業所)に対して、通常のサービス等の提供時は担当を引き受けない新規コロナウイルス感染症の発生等による影響で生じたかかり増し経費等を助成することで、コロナ禍における利用者の必要なサービス提供の継続に寄与した。	-	維持(継続)	・障害者及び障害児の日常生活が維持できるよう、コロナ禍において必要なサービス提供を継続する必要があるため、国の補助制度を活用しながら、令和4年度も継続して本事業を実施していく。			●	06-1~② (障害者支援)		ー	障害福祉政策担当																					
	障害福祉分野テレワーク等導入支援事業費(障害福祉分野ロボット等導入支援事業)	・感染拡大防止の観点から、テレワーク等の実施やICT等を活用する障害福祉サービス等事業者に対し、機器の導入等に係る経費を助成する。	・令和3年度は法人に対して導入経費の一部を助成することで、介護業務の負担軽減や働きやすい職場環境の整備、安全・安心なサービスの提供等の推進に寄与した。	-	廃止	・今後の国の方針方針や緊急経済対策による支援策等の状況等を踏まえながら、事業実施(継続)の必要性等について検討していく。			●	06-1~② (障害者支援)		ー	障害福祉政策担当																					
	障害福祉分野テレワーク等導入支援事業費(障害福祉分野ICT導入支援事業)	・感染拡大防止の観点から、テレワーク等の実施やICT等を活用する障害福祉サービス等事業者に対して、機器の導入等に係る経費を助成する。	・令和3年度は法人に対して導入経費の一部を助成することで、介護業務における紙資源削減や事務作業の効率化など生産性向上の推進のほか、感染拡大防止やICT機器の活用モデルの構築に寄与した。	-	廃止	・今後の国の方針方針や緊急経済対策による支援策等の状況等を踏まえながら、事業実施(継続)の必要性等について検討していく。			●	06-1~② (障害者支援)		ー	障害福祉政策担当																					
	新型コロナウイルス感染症対策事業費	・介護・障害福祉サービス事業所等に対して、国から送付された衛生用品を迅速に業者へ対応して、衛生用品を迅速に提供する。	・介護・障害福祉サービス事業所等に対して、衛生用品を迅速に提供することができる。	-	廃止	・介護・障害福祉サービス事業所等に対する衛生用品の配布については、国からの衛生用品の送付が令和3年度末で終了したことにより、終了する。			●	06-1~② (障害者支援)		ー	法人指導課																					
中事業		・新型コロナウイルス感染症への対応について、昨年度から継続して、陽性者等が発生した事業所のサービス継続にかかるかかり増し経費の助成事業を始め、濃厚接触者等の在宅支援や一時受入れに係る市独自事業を実施し、対象となった事業所と密に連絡・調整を図しながら、コロナ禍におけるサービス提供体制の維持・確保に努めた。	・介護従事者へのコロナワクチン優先接種について、6月に市のサービス事業所への事前認定申請等の結果に基づき、各事業所の基準に達する場合の接種料と予約システムの導入・運用を進めながらして、概ね700人の従事者への早期接種にこなげた。	・医療機関や集団接種会場での接種が困難な重度障害のある人の優先接種については、8月に市内の生活介護事業所への事前調査を実施して、その結果を基に保健所で巡回医やワクチンを確保しながら、6事業所に対して職員が直接訪問し対象者の接種につなげた。	維持(継続)	・異種別の流行などコロナの感染状況等の変化に伴い、必要な支援や対応等も変わってきたため、事業所の支援体制の維持・確保やワクチン接種等にあたっては、引き続き柔軟かつ丁寧な調整が求められる。			●	06-1~② (障害者支援)		ー	障害福祉政策担当 南北障害者支援課																					
	障害者計画等策定事業費	・障害者計画等の推進に係る取組のほか、毎年度の進捗管理や評価に必要な会議を開催することで、検証等を行う。	-	維持(継続)	・障害者計画・障害福祉計画の「評価・管理センター」について、次年度会計を始め、関連する行政機関との連絡・調整等を要する場合に、引き続き、障害福祉専門分科会等を設置する各会議体の開催内容やスケジュールを変更する。本格的な検討は次年度へ延期することとしたが、現行の「評価・管理センター」や当該計画に係る今後の施策展開等について意見聴取を進めた。			●	06-1~② (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	障害福祉政策担当																							
	その他取組 ファシマネ関連事業	-	・尼崎市公共施設マネジメント基本方針(方針1:再編)の対象2施設との協議については、10月に「あざらく分譲」の運営法人と交渉し、今後、建物譲渡と敷地売却を前提とした現地建替を検討している。また、あざらく分譲については、10月に利権者会議を開催したほか、12月には運営法人においてアスケートを実施したこと、意向確認等を進めることができた。	維持(継続)	・対象施設において希望する事業継続方法が異なるため、それぞれの状況・事情等を踏まえつつ、一定の整合性と公平性を担保した希望移転策を整理していくなければならない。			●	06-1~② (障害者支援)		障害福祉政策担当																							

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

課題 概念	施策 方向性 ・取組 項目	取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名														
										●	●	●																			
基本理念 ：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																															
重点課題1. 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり																															
基本施策2: 福祉サービス、相談支援																															
① 地域での 相談 支援等の充 実				中事業	障害者(児)相談支援事業費 (①障害者相談支援事業、②基幹相 談支援センター等機能強化事業)	・障害者等からの相談に応じ、必要な情報提 供や助言、障害福祉サービスの利用等の支 援を行う。 「基幹相談支援センター」を中心となり、地域の相談支 援事業等の運営会議や研修会を定期的に開催する。 「相談支援センター」、「介護支援専門員」、「保健・医療・福祉等 によるネットワーク会議と情報を共有するなどし、地域課 題の把握や支援機関との連携強化を行います。また、兵庫 県が設置する専門相談機関(ひょうご県連障害者支援セ ンターなど)と連携して、地域の相談支援体制の充実に取り組みます。	・支援を必要とする人の増加や諸制度の周知・普 及等により、委託相談支援事業所の延べ相談回 数(令和3年度7万996回)は依然高い水準で推移 している。これらへの適切な対応・支援に より、命までつなげることを目指す総合会(ひふみ)を 毎月開催し、各事業所への支援体制の確立や一 別の研修・事例検討会等を行って支援力の 向上につなげた。		維持(継 続)			●	●	06-1~② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当															
(2) 相 談 支 援 体 制				中事業	障害者(児)相談支援事業費 (①障害者相談支援事業、②基幹相 談支援センター等機能強化事業)	・障害者等からの相談に応じ、必要な情報提 供や助言、障害福祉サービスの利用等の支 援を行う。 「基幹相談支援センター」の利用援助、社会資源の活 用支援、権利擁護、専門機関の紹介など、(2) 計画・一般相談支援の促進に向けた支援、地 域の相談支援事業者に対する専門的な 指導・助言、人材育成、地域の相談機関との 連携強化、各種及び事前相談・助言など)	・利用計画の作成促進や複合的な課題を抱える ケースへの対応(重層的支援体制)、それらを含 めた相談支援機能の強化等に向け、あわせて 「相談支援センター」の運営支援や「相談支 援機関の紹介」等の支援を行った。 今回整理を進めた支援困難ケース全体(約800 人の状況を分析した結果、概ね3/4割が一定 期間の内に何らかの要因で支援事業所に相 談困難な状況を抱えているもの)の、残る1/4は相談支援事業所による支援が入っているもの の、また、その内容等を踏まえながら、当該リストの 示用方法や各支援機関の役割、新たな対応策に ついて協議・検討していく。なに、これら支援困難 な状況に対する対応策等は対応が困難な複 数種類・複合化した課題を抱えるケースもあつた め、重層的支援体制における支援や対応につ ても検討を進めていく。		維持(継 続)			●	●	06-1~② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当															
② ケ ア マ ネ ジ メ ン ト の 提 供				中事業	障害者自立支援制度支給関係事業 費(自立支援協議会全体会など)	・尼崎市自立支援協議会の開催等を行う。 ・全体会を開催し、昨年度の各部会の活動報告 の共有等を行った。		維持(継 続)			●	●	06-1~② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当																
(2) 相 談 支 援 体 制				中事業	障害者(児)相談支援事業費 (①障害者相談支援事業、②基幹相 談支援センター等機能強化事業)	・障害者等からの相談に応じ、必要な情報提 供や助言、障害福祉サービスの利用等の支 援を行う。 「基幹相談支援センター」の利用援助、社会資源の活 用支援、権利擁護、専門機関の紹介など、(2) 計画・一般相談支援の促進に向けた支援、地 域の相談支援事業者に対する専門的な 指導・助言、人材育成、地域の相談機関との 連携強化、各種及び事前相談・助言など)	・サービス等利用計画と障害児支援利用計画(利 用計画)の作成について、基幹相談支援セン ターを中心に作成状況(障害種別、利用サー ビス別・事業所別など)の分析等を進め、その結果を 考慮しながら、委託・指定相談支援事業所に対し て作成依頼が必要な調整・助言を行つた。 ・昨年度は、利用計画の作成率を「重層的支 援」で、約8割と算出された。一方で、利用計 画の作成率を「単層的支 援」で、約4割と算出された。 ・利用計画の作成率を「重層的支 援」で、約8割と算出された。一方で、利用計 画の作成率を「単層的支 援」で、約4割と算出された。 ・指定期間の内に、各事業所のネットワーク会議を6 回(全体会2回、テーマ別開催4回)開催し、国の 競争課題(加算の創設等)と計画作成状況の共 有、医療的ケア児に係る相談支援の協力依頼等 を行つた。各事業所からのニーズを基に精神 保健分野や医療保険施行期等に関する研修を行 つことで、地域の相談支援専門へのスキル アップ等を図った。	・利用計画の作成促進や相談支援機能の強化等 に向けては、現行の取組を継続しつつ、基幹相 談支援センターや委託相談支援事業所など本市 の「地域生活支援施設」機能を担う中核支援機 関が、より包括的かつ專門的な支援を行つてい よう。引き続きあきらかにおいてリスト化した支 援困難ケースや対応状況の精査を通してい ました。その内容等を踏まえながら、当該リストの 示用方法や各支援機関の役割、新たな対応策に ついて協議・検討していく。なに、これら支援困難 な状況に対する対応策等は対応が困難な複 数種類・複合化した課題を抱えるケースもあつた め、重層的支援体制における支援や対応につ ても検討を進めていく。	維持(継 続)			●	●	06-1~② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当															
(2) 相 談 支 援 体 制				中事業	心身障害者相談事業費	・相談員を通じ、身体障害者や知的障害者等 の相談を受け、必要な指導等を行う。		維持(継 続)			●	●	06-1~② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当																

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

基本施策		取組内容(第4期)		中事業 その他の取組	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後の)取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名	
基本理念 : 誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																			
重点課題2. 生きがいを持つて自分らしく暮らすことができる環境づくり																			
基本施策3: 病育・教育																			
●発達の遅れや課題を抱える子どもに対して、医師の診察や専門職(保健師、公認心理士など)の発達相談等による総合的な発達評価を行い、適切な療育支援につなげます。																			
① 療育 支援 の充実	中事業		発達相談支援事業費		・発達相談(相談、発達・心理検査、診察)をはじめ、子ども支援教室、ペアレントトレーニングの実施を通して、必要な支援につなげていく。		・心理士・作業療法士・言語聴覚士・保健師による専門相談605件、診察428件、延べ1,033件実施し、目標を達成した。		維持(維 持)	・専門職による相談は、不器用さや舌古しの悪さ、癡癡など日常生活における困りごとが主となるが、診察では集団の中に入ってきたらの対人面・学習面での困惑感や不登校などの社会生活における困りごとを抱えていることで、診察課題が深刻化する傾向があることが多い。 ・診断を求めているものが多い。		・就学前に発達相談につながる仕組みを構築するため、令和6月健康にて発達の遅れがあり、発達相談を受けた児童を対象に、心理士が南北保健福祉課にて引き出端発達相談を実施する。子どもとともに早期に開むる発達相談を持ち、適切な支援が届く仕組みを構築していく。		●	04-3-(4) (子ども・子育て支援)		いくしあ推進課		
	中事業		子ども・子育て総合相談事業費(総合相談事業)		・いくしあ総合相談の専門相談員が、自身な ragazzoで相談から児童虐待や不登校、発達障害などの専門的な相談に対し、相談者に寄り添いながら課題を整理し、子どもの年齢に応じた切れ目のない福祉・保健・教育等が連携した総合的な支援を行つたのり見立ててや助言等を行う。		・令和元年10月から事業を開始し、人口規模や相談体制を類似している「エールギー」の開設翌年の相対件数1,623件を年間目標としてきたが、現れ目ない福利・保健・教育等が連携した総合的な支援を行つたのり見立ててや助言等を行う。		維持(維 持)	・新規相談実績を分析した結果、背景も含めた複合的な課題を抱えるケースに対する支援体制を強化していく必要がある。		・発達に課題はあるものの、社会資源の利用につながりにくい場合に継続して相談できるような仕組みについて検討を進め。		●	04-3-(1) (子ども・子育て支援)		いくしあ推進課		
	中事業		・障害児通所支援事業所等の支援体制等の情報を得ることで、療育機関の利用相談に活用を図つた。また、南北保健福祉センターと連携し、相談後には事業所で保護者や子どもの姿を理解していない方針に対しオロコを行ふことで、支援が途切れないうよう取組んだ。		・発達課題があるが、療育機関で療育を受けることに抵抗がある保護者やその子を持つての親戚等に相談する際は、身近な子育て相談員をはじめとした子ども子育ての専門の相談に応じる機関として浸透してきている。		・発達に課題があるが、療育機関で療育を受けることに抵抗がある保護者やその子を持つての親戚等に相談する際は、身近な子育て相談員をはじめとした子ども子育ての専門の相談に応じる機関として浸透してきている。		維持(維 持)	・様々な事情により平日開所時間内に相談ができるといついた市民ニーズを把握していくために、令和4年1月から令和5年3月末までの第1土曜日にいくしあ総合相談窓口を試行的に開設。市民ニーズの把握に努めるとともに、次年度以降の相談体制の在り方について検討していく。		・いくしあとしての支援計画の検討・共有を行った際、緊急受理会議を行ふなど、支援体制強化を図る。		●	04-3-(1) (子ども・子育て支援)		いくしあ推進課		
	中事業		・児童発達支援事業所等の支援体制等の情報を得ることで、療育機関の利用相談に活用を図つた。また、南北保健福祉センターと連携し、相談後には事業所で保護者や子どもの姿を理解していない方針に対しオロコを行ふことで、支援が途切れないうよう取組んだ。		・児童特性のある子どもに相談や診察(1,033件)を行ふとともに、その後も継続して支援を行つた。また、子ども支援教室やアートトレーニングなどの事業を通じて保護者や子どもの姿を理解するため、子どもの行動変容や見込みストレスの経済につなげた。		・個別相談の希望者は年々増加してきているが、保護者支援の事業は参加者数を増やす工夫が必要である。		維持(維 持)	・継続的支援においてより効果的な手法や体制を検討するほか、参加者の増加に向けて事業周知方法の見直しや、開催場所の拡大を検討する。		・切れ目のない発達相談支援ができるよう、関係部局と協議し、役割分担を再整理する中で支援の充実を図る。		●	04-3-(1) (子ども・子育て支援)		いくしあ推進課		
	中事業		・対象者の支援歴等、必要な情報を把握・蓄積し、一元的に管理する「子どもの育ち支援システム」を活用し、横断的な支援を行つた。		・支援にデータを活用しているものの、虐待や不登校等の早期発見の予測といった活用までは至っていない。		・支援にデータを活用しているものの、虐待や不登校等の早期発見の予測といった活用までは至っていない。		維持(維 持)	・国が進める子どもに関する各種データの連携による支援実証事業に参加し、課題を抱える子どもや家庭を早期発見・早期対応できる支援体制を検討する。		・実証事業の結果を踏まえ、課題を抱える子どもと家庭を早期発見・早期対応できる支援体制を検討する。		●	04-3-(1) (子ども・子育て支援)		いくしあ推進課		
	中事業		障害児通所支援給付費		・児童発達支援と放課後等デイサービスの利用者数は、令和2年度の1,494人から令和3年度は1,822人と大幅に増加しており、療育や訓練等の必要な支援につなげている(参考:令和3年度末における障害児通所支援全事業の支給決定者数2,316人)。		・指定事業所や利用者が大幅に増加しているため、実地指導の実施や事業所との連携の場が強く求められている。		維持(維 持)	・適切な発達支援の提供に資するため、令和6年4月に施行される改正児童福祉法の内容も踏まえつつ、児童の量質向上を図るために、障害児通所支援の実施を強化するとともに、障害児通所支援の事業所間や障害福祉・保健・子ども教育など各機関と当該事業所間の連携強化に向けて、「(仮称)障害児通所支援事業所ネットワーク会議」の設置を検討していく。また、障害児通所支援事業所への実地指導に取り組んでいく。		●	06-2-(1) (障害者支援)		障害福祉計画 障害者計画				
	中事業		障害者(児)相談支援事業費		・発達障害に係る相談について、委託相談支援事業所等における相談者数がやや減少したが、発達障害の認知の度合いがサービスの高まりと共に、児童の育児や家庭環境等の問題もあり、お問い合わせは減少しているため、業務運営支援プログラムや通所事業所のリストを活用して療育機関への円滑な引継ぎを行ふとともに、連絡会議で当該ツールや連携状況等の評価・検証を進めた。		・障害児通所支援の適正給付と質の向上については、コロナ禍の影響もあり、事業所での実地指導や派遣マニュアル等の周知・啓発は見合せたが、医療・介護等の専門知識に対する意見交換会や支援状況等の把握や、児童の生活状況の把握(20名)を進め他、支援機関のカウンセリングに積極的に参加し支援にあつた。		維持(維 持)	●	06-1-(2) (障害者支援)		障害者計画		障害福祉政策担当 法人指導課				
	中事業		障害者自立支援制度支給関係事業費(あまっこ部会)		・障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用等の支援を行ふ。(在宅支援・訪問・外来)療育等指導事業、支援施設一般指導事業など)		・障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用等の支援を行ふ。(在宅支援・訪問・外来)療育等指導事業、支援施設一般指導事業など)		維持(維 持)	●	06-1-(2) (障害者支援)		障害者計画		障害福祉政策担当 法人指導課				
	中事業		障害者(児)相談支援事業費(障害児等療育支援事業)		・延べ支給件数(令和3年度) 訪問 199件、外来1,290件、施設 169件		・コロナ禍により部会の再開は見合せたが、再開に向けた議論内容の調整を行う必要がある。		維持(維 持)	●	06-1-(2) (障害者支援)		障害者計画		障害福祉政策担当 法人指導課				
	中事業		障害者自立支援制度支給関係事業費(尼崎市立支援協議会)		・尼崎市立支援協議会の開催等を行う。		・医療的ケアへの適切な支援に向けては、コロナ禍により部会の再開は見合せたが、医療・介護等の専門知識に対する意見交換会や支援状況等の把握や、児童の生活状況の把握(20名)を進め他、支援機関のカウンセリングに積極的に参加し支援にあつた。		維持(維 持)	●	06-1-(1) (障害者支援)		障害福祉計画 障害者計画		障害福祉政策担当 法人指導課				

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

基 本 指 標 項 目	基本施策		取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所轄名																
	施策の 方向性	取組 項目																																
基本理念 ：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																																		
重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																																		
基本施策3: 療育・教育																																		
① 療 育 支 援 の 充 実	療 育 支 援 の 充 実	●「あまっこファイル」は誰もが使えるよう市のホームページに掲載するとともに、相談支援事業所や療育支援機関、学校等にも協賛しながら、説明会の開催や保護者への周知等に取り組んでいます。また、「あまっこ部会」の運営や情報の共有等に活用されていく努力、「途切れのない支援」につなげています。	中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(あまっこ部会)	・尼崎市自立支援協議会の開催等を行う。				維持(継続)						●	06-1-② (障害者支援)	障害福祉政策担当																	
		●障害のある人やその家族をはじめ、市内にある委託相談支援事業所や保健所、こども家庭センター等の関係者で構成する自立支援協議会「あまっこ部会」を開催し、本市における療育等に関する課題や必要な支援等について共有を図るとともに、相互の連携の緊密化に努めています。	中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(あまっこ部会)	・尼崎市自立支援協議会の開催等を行う。	・市内児童連絡事業所との交流会の実施に向けた開催企画を進めることができた。		維持(継続)						●	06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当																	
	① 療 育 の 充 実	●保育所や幼稚園において障害のある子どもを受け入れ、一人ひとりの障害の状況に応じた保育等を行います。また、児童の遅れや障害の疑われる子どもの早期発見に努めるとともに、集団生活における必要な支援を行つため、医療機関や相談機関、算定見直所支援事業所等と連携しています。	中事業	法人保育施設等特別保育事業等補助金	・多様化する保育ニーズへの対応や、法人保育施設等の保育内容の向上を図るために補助を行う。	・多くの園が待機児童解消のための定員を超えての受け入れ促進、障害児保育、延長保育など多様な保育ニーズに対応し、保育サービスを行っている。 ・保育施設のノウハウを生かした世代間交流や異年次交流等の事業展開による地域住民との交流は、児童にとって貴重な体験になっている。 ・多様な保育ニーズに対応し、保育入所児童の保育会員及び在宅児童の家庭や地場住民との交流を進めさせてもらっています。 ・障害児保育事業(法人保育園) 44園 児童数151人。 ・障害児保育事業(認定こども園) 11園 児童数41人。	—	維持(継続)	・引き続き法人保育施設等に補助金を支出し、特別保育事業の実施を促進し、多様化する保育ニーズに対応する。						●	04-2-① (子ども・子育て支援)	保育管理課、こども入所支援担当																	
		・令和3年度は私立認定こども園5園において特別支援教育経費の補助を行った。当該補助金を交付することにより、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築することができた。	中事業	認定こども園特別支援教育経費補助金	・社会福祉法人立の私立認定こども園に対する特別支援教育経費の補助	—	維持(継続)	・今後も引き続き私立認定こども園に対する特別支援教育経費の補助を行い、令貫かつ適切な教育・保育の提供体制の確保を図る。						●	04-2-① (子ども・子育て支援)	就学前教育課																		
		・医療的ケア児保育支援事業	中事業	医療的ケア児保育支援事業	・医療的ケア児を受け入れ、看護師等を配置し医療的ケアに從事させる等の取組を行なう。 ・医療的ケア児の支援にあたっては、その費用を補助する。	・医療的ケア児受け入れ、看護師等を配置し医療的ケアに從事させる等の取組を行なう。 ・医療的ケア児の支援にあたっては、その費用を補助する。	—	維持(継続)	・個々の医療的ケア児に応じた看護師の配置や支援スタッフの確保等のほか、利用調整に係る仕組みを構築するなど、体制整備が必要である。 ・医療機関等と連携を図り、医療的ケアの理療や手技等に関する研修を実施し、職員のスキルアップを図る必要がある。	変更(新規・拡充・行革)	・医療的ケア児保育準備事業については、検討会を設置しガイドラインを策定するとともに、令和5年度から公立保育園等の認定こども園へ医療的ケア児受け入れを開始する。 ・また、個人保育施設で医療的ケア児を受け入れる看護師等を配置し医療的ケアに従事させるための費用等を補助する。	新規			●	04-2-① (子ども・子育て支援)	保育運営課																	
		●保育所や幼稚園における、限局性学習障害(SLD)、注意欠如・多動性障害(AD/HD)、自閉症スペクトラム障害(ASD)等の早期発見と実態を的確に把握するため、心理判定員等の人材の確保に努めます。															保育運営課																	
		●障害のある子どもや保護者への支援に関する研修を行い、保育士の専門性の向上や保育内容の充実を図ります。	中事業	保育の質の向上事業費	・保育所職員研修(基本・専門研修)の実施、オールあまっこ連絡会議の実施及び保育士等キャリアアップ研修の実施。	・保育所職員研修(29回)を実施し、その内13回の「専門研修」は公私立保育所等の保育士職員の質の向上を図った。 ・公私立保育所施設職員(保育の質)向上に向けた協議会「あまっこ連絡会」を開催実施し、当該協議会にて3つの会員研修を企画し、施設会員向けには「防災についての学び」を、保育士会員向けには「発達理解と保育について」を実施した。 ・その他、年長児交流会の実施も検討し、コロナ感染予防策を考慮し、動画配信等を利用しながら、できる範囲で交流を実施した。保育士同士の交流でもあり、成長を上げている。実技を伴う研修などは、多数の参加が見込まれるため、感染予防の徹底が求められた。 ・尼崎市保育士キャリアアップ研修は令和3年度7分野の実施をいた。 ・新型コロナウィルス感染拡大防止のため、内容によっては動画配信での研修を実施し、学びを止めることのないように進めてきた。実践を伴うものが実施できなかったことにより、参加人数は減っているが、動画配信での研修受講などは、各施設によって受講する期間や時間が違う、多くの受講が可能となり成果を上げている。		維持(継続)	・研修会場として、定員の半分の利用設定となり、収容人数の大さい場所を借りる必要がでたため、賃借料等が多く発生しており、また受講希望者の制限を行ふ必要もあった。						●	04-2-② (子ども・子育て支援)	保育運営課																	
		●障害のある子どもと市内の保育所児童が一緒に過ごし、ふれあう「保育交流」を実施し、子どもたちの社会性や積極性を育むとともに、お互いの理解を深めます。また、保育等の経験を通じて、保育士のスキルアップや保育内容の充実につなげます。															保育運営課																	

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

課題 概念	基本施策		取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名																
	施策の 方向性	取組 項目																																
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																																		
重点課題2.生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																																		
基本施策3: 療育・教育																																		
<p>③ 放課後の支援 (1) 療育</p> <p>●就学している障害のある子どもに対して、授業の終了後や学校の休業日に生活能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス(放課後等デイサービス)や一時的な預かりのサービス(日中一時支援)を提供します。また、児童ホームにおいても留守家庭の障害のある子どもを受け入れ、本人はもとよりその家族にとっても、安心できる放課後の居場所を提供します。</p>																																		
	中事業	認定こども園特別支援教育経費補助金	・社会福祉法人立の私立認定こども園に対する特別支援教育経費の補助	・令和3年度は私立認定こども園において特別支援教育経費の補助を行った。当該補助金を交付することにより、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築することができた。				維持(継続)	・今後も引き続き私立認定こども園に対する特別支援教育経費の補助を行い、良質かつ適切な教育・保育の提供体制の確保を図る。				●	04-2-① (子ども・子育て支援)		就学前教育課																		
	中事業	児童ホーム運営事業費	・保護者が労働等により屋間家庭(にいな)い小小学校に就学している留守家庭児童に対し、遊びや生活の場を提供するとともに、適切な遊びや生活指導を通じた集団生活の中で、児童の健全な育成を図る。	・新型コロナウイルス感染症に伴う臨時閉鎖など、適宜適切に保護者に連絡するため、児童ホームの保護者向けメールサービスを運用している。 ・令和3年10月からは市が実施主体となり、おやつの提供業務を開始した。	・共働き家庭等の増加など社会環境の変化などにより、ニーズが高まっているのか、放課後に安心して過ごせる生活の場としての役割はより重要な位置を固めている。	維持(継続)	・学校休業日及び土曜日の開所時間を午前8時15分に変更する。 ・新型コロナウイルス感染症防止に努めて運営を行うとともに、ボランティアなど地域人の人的資源の活用を囲り、魅力ある児童ホーム運営を実施するとともに、児童にとって安心・安全な居場所づくりのために指導員の資質向上にも努める。	拡充	●	04-2-① (子ども・子育て支援)		児童課																						
	中事業	放課後児童健全育成事業所運営費補助金(障害児受入推進事業)	・障害児を受け入れるために必要な研修を受講し、又は必要な専門的知識を有する放課後児童支援員等を追加で配置するための経費を補助する。	25,665千円 ●施設			維持(継続)			●	04-2-① (子ども・子育て支援)		児童課																					
	中事業	放課後等デイサービス支援等事業費	・学校等の臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの利用が追加的に生じた場合の利用者負担等の助成を行うことで、保護者の負担軽減を図ることができた。	一	一	廃止	・現状、一斉臨時休校の要請が想定されないこれから、本事業は令和2年度末をもって終了している。 (令和3年3月利用分の請求を同年4月に受付けたため、令和3年度予算で対応。)		●	06-2-① (障害者支援)		障害福祉課																						
	中事業	障害者(児)日中一時支援事業費	・日中ににおいて監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者(児)を指定した事業者等で保護し、見守りや日常的な訓練等を行う。	一		維持(継続)	・平成29年6月から事業所指定基準の緩和や対象者の要件拡大、送迎加算の創設等の運用を開始しており、指定事業所数が増えたことで、利用回数(送迎も含む。)は増加傾向にあるものの、依然として放課後や日中活動系サービス利用後の時間帯の見守り支援を求める声も多い状況となっている。		●	06-1-② (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉課																						

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

課題 概念	基本施策		取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名																
	施策の 方向性	取組 項目																																
基本理念 ：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																																		
重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																																		
基本施策3: 療育・教育																																		
<p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">① 幼小・中・高等学校における支援体制の整備と充実</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">② インクルーシブ教育システム推進のための特別支援教育</p>	中事業	虐待児等学習支援事業費	<ul style="list-style-type: none"> ICT機器を活用することで病院に入院している児童生徒などに、学校の教室での授業に疑似的に参加できる環境を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・病気療養者が在籍している各学校の申請に合わせて、インターネット接続回線を準備したことにより、「公的な学び」を保障する機会を確保することができた。 ・また、緊急事態宣言の発出に伴い、感染が不安で登校を見合わせる児童生徒がいる家庭の内で通信環境が整っていない家庭の児童生徒がオンラインで自宅学習を行うため、LTE端末の貸出により学習機会を保障した。 	-	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校に通学することができない児童生徒に対しで学習保険を行うための環境を準備することで、教育の機会均等を確保できるようにする。 	新規	●	03-2-④ (学校教育)	学校ICT推進課																							
	中事業	情報教育推進事業費[特別支援学校]	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領に対応し、学習用のICT機器やシステムなどの環境を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度は児童生徒1人1台端末の整備を行った。 ・令和3年度は児童生徒用端末を活用することによる通信量増加に対応するため、学校の通信環境の円滑化を実施した。 	-	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> ・校務支援・学習評価システムの更新に向けた検査を行う。 	新規	●	03-2-④ (学校教育)	学校ICT推進課																							
	中事業	特別支援教育の充実化についての取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の障害の状況や教育的ニーズに応じた合理的な配置の提供と、その基礎となる環境整備の充実に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・LD、ADHD等の発達障害を有し、教育上特別の支援を必要とする児童生徒が在籍する学校園に、特別支援教員を配置し、学習面・行動面における支援の充実を図った。また、校園長及び特別支援教育コーディネーターを対象に研修を行ったことにより、本市の特別支援教育の基本方針や取組について理解を図ることができた。 	-	変更(新規・拡充・行革)	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人の自立と社会参加を見据えて、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り一緒に学ぶことを目指し、それぞれの子どもが、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもながら充実した時間過ごしつつ、生きる力を身につけていくかどうかという視点に立って環境整備や教員の専門性の向上に取り組む必要がある。また、教育上特別の支援を必要とする児童生徒の増加及び支援内容の多様化を踏まえ、特別支援教育教員や生活介助員等の人的支援を整備することが必要である。 	拡充	●	03-2-④ (学校教育)	特別支援教育担当 特別支援教育担当 学び支援課																							
	中事業	インクルーシブ教育システム検討事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者、医師、学校関係者、関係機関等により、国や県の動向及び本市の特別支援教育基本方針を踏まえた特別支援教育のあり方や医療的ケア実施体制を作成し、市内特別支援教育を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・尼崎市医療的ケア実施体制ガイドライン検討委員会を設置し、学識経験者、医師、学校関係者、関係機関等の委員から意見聴取を行い、令和3年3月に「尼崎市立学校園における医療的ケア実施体制ガイドライン」を策定した。また、校園長及び特別支援教育コーディネーターを対象に研修を行ったことにより、医療的ケアの理解解ひ医療的ケア実施体制ガイドラインを周知することができた。 	-	変更(新規・拡充・行革)	<ul style="list-style-type: none"> ・尼崎市立学校園における医療的ケア実施体制ガイドラインに基づき、教育委員会、学校、病院、関係機関等と連携して、個別化した医療的ケア児への支援体制を整える必要がある。 	拡充	新規	●	03-2-④ (学校教育)	特別支援教育担当																						
	中事業	特別支援教育サポートシステム事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の学校に在籍する支援が必要な幼児児童生徒に対して、特別支援教育コーディネーターを中心として、校内委員会において協議を行い、各関係機関と連携し、校内支援体制の強化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育ボランティア126名登録 ・特別支援教育ボランティア: 令和3年度登録者数は目標値の27%であり、新型コロナウイルス感染症拡大による影響があった前年度との登録者数を大きく上回った。今年度も特別支援ボランティアの配置により、子どもたちが主体的に活動に取り組むことができる。 ・特別助勤料: 令和元年度、令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により水泳授業が実施されなかつ。 	-	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援ボランティアが年度当初から活動できるように入材確保及び適正な配置に努める。また、令和3年2月に策定した「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について基本方針」に基づき、特別支援ボランティア特待金接種教育費等の助勤料等の充実及び助勤料の算定について検討していく。 ・水泳指導に係るフルール-ボーラー制度を、既体不自由児童生徒のみならず、複覚障害、聽力障害児及び介差特性等により、水泳指導における安全を確保する必要があります。児童生徒がいる学校に配置するとともに、特別支援部級在籍児童生徒が増えていることを踏まえ、児童生徒が安全に安心して学習することができるよう実態に応じた適切な配置について検討する。 	新規	●	03-2-④ (学校教育)	特別支援教育担当																							
	中事業	学社連携推進事業費(特別支援ボランティア養成事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な支援を必要とする児童・生徒への理解を深めたため、その学びが活動につながるよう、支援を必要としている子ども達をサポートするボランティアを養成する講座を実施する。 		維持(継続)					●	01-1-③ (地域コミュニティ・学び)	学び支援課																						

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

基 本 施 策 種 別 基 本 施 策 種 別	施策の 方向性 取組 項目	取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名														
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																															
重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																															
基本施策3：教育・就学																															
<p>② 就学先のいかんにかかわらず、支援が必要な幼児児童生徒に適切な教育を提供するため、幅広い専門家を教育支援委員会の構成メンバーとし、保護者の意見を最大限に尊重しつつ、総合的な観点から就学先の決定に係る相談を行い、合意形成を図ります。</p> <p>③ ●支援が必要な幼児児童生徒が、就学前から在学中、卒業後も切れ目なく一直した支援を受けられるよう、特別支援学校を核とした教育・保健・医療・福祉等の関係機関とのネットワークを形成します。</p>																															
（2）インクルーシブ教育システム推進のための特別支援教育				中事業	幼稚園教育振興事業費(発達専門機能強化事業)	・臨床心理士の資格若しくは幼稚園や小学校の教員免許を有する者を「特別支援教育相談員」として、各幼稚園の巡回相談を行い、園児一人ひとりの発達に応じた適切な教育環境や教育の実践に関する助言などを行う。	・発達専門機能強化事業においては、特別支援教育相談員が各園に継続して訪問指導することで、教員は援助の仕方が明確になり、保護者は家での関わり方が明確になる等の効果が見られた。	維持(継続)	●	03-3-① (学校教育)							特別支援教育担当														
④ あまよう特別支援学校の専門性の向上とセンターリング機能の充実				中事業	幼稚園教育振興事業費(幼保小連携推進事業)	・関係機関の代表者・学識経験者等を構成員とする「分厚い連携推進委員会」を設置し、幼稚園と保育園の連携を推進するための方策等を検討するなどして、幼保小連携の実践モデル校園の実践研究会(2か所)を設置したところ、キッズ校園所の教諭間研修や地区別情報交換会等を実施する。また、幼保小連携の具体的な取組として、幼保小連携カリキュラムの実施・検証、各校園間に登校できなかつたという事例はなかったなどの成果が見られた。	・全体研修会や地区別情報交換会において、幼保小連携の取組事例の共有等を行っているが、今後は私立を含めた参加数の増加を目指すこと等により、就学前教育施設については官民幼保連携の構築や小学校との継の連携をより一層構築する必要がある。	維持(継続)	●	03-3-① (学校教育)							就学前教育課														
④ あまよう特別支援学校の専門性の向上とセンターリング機能の充実				中事業	特別支援教育推進事業費(あまよう特別支援学校自立活動研修推進事業)	・自立活動の専門家を講師として招聘し、自立活動についての知識と技能の向上を図る。	・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、あまよう特別支援学校の教職員のみで実施(教職員等60名)	・感染症予防に留意しながら、それぞれの事業の実施方法等を見直し、児童生徒の自立を促す機会を設ける。	維持(継続)	●	03-2-④ (学校教育)						特別支援教育担当														
④ あまよう特別支援学校の専門性の向上とセンターリング機能の充実				中事業	特別支援教育推進事業費(あまよう特別支援学校「特別支援学校交流・体験チャレンジ事業」)	・児童生徒が人や自然とのふれ合いを通して、豊かな心情や社会性を養うとともに、自立を目指した知識、技能、態度及び自信の育成を図る。	・新型コロナウイルス感染症対策のため、校内での活動を2日実施。(12月10日(金)、11月13日(木)参加11名(在籍15名)(中学部2年3年)	・維持(継続)	●	03-2-④ (学校教育)						特別支援教育担当															
④ あまよう特別支援学校の専門性の向上とセンターリング機能の充実				中事業	看護師派遣業務委託事業費	・あまよう特別支援学校の看護師を登下校及び校内での看護業務の民間医療機関に委託して看護師等を派遣及び配置する。	・令和3年度から新たな病院と委託契約を結び、複数人の看護師が勤務する中で、同じ看護師1人を1日中(8時間)、学校に常駐せることで、児童生徒の健康状況等について他の看護師間の引継ぎがより丁寧に行えるようになった。	・あまよう特別支援学校では児童生徒数や人工呼吸器等を使用する児童生徒が増加するとともに、障害の重度化が進んでおり、必要な医療行為が多様化していることから、研修を行うなど看護師の質の向上が不可欠である。	変更(新規・拡充・行革)	●	03-2-④ (学校教育)						特別支援教育担当														
④ あまよう特別支援学校の専門性の向上とセンターリング機能の充実				中事業	スクールバス運転業務委託等事業費	・あまよう特別支援学校的スクールバス運転業務を民間業者に委託することにより、あまよう特別支援学校的児童生徒が安全に安心して通学できる体制を整えることができた。	・あまよう特別支援学校的スクールバス運転業務を民間業者に委託及び介護タクシーの使用を実施する。	・病院と委託契約を結び、看護師を派遣することにより、あまよう特別支援学校的児童生徒が安全に学校生活を送ることができ、安全に学校生活を送ることができた。	変更(新規・拡充・行革)	●	03-2-④ (学校教育)					特別支援教育担当															

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

課題 番号	施策の 方向性 ・取組 項目	取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名														
基本理念：誰もがその人らしく、自立て安心に暮らすことができる共生社会の実現																															
重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																															
基本施策3: 痢育・教育																															
(2) インクルーシブ教育システム推進のための特別支援教育	④ あまよう特別支援学校の充専門性の向上とセンター的機能の	中事業	特別支援教育推進事業費(あまよう特別支援学校自立活動研修推進事業)	・自立活動の専門家を講師として招聘し、自立活動についての知識と技能の向上を図る。	・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、あまよう特別支援学校の教職員のみで実施(教職員等60名)	・感染症予防に留意しながら、それぞれの事業の実施方法等を見直し、児童生徒の自立を促す機会を設ける。	維持(継続)	・障害のある児童生徒や医療的ケア児が、学校生活をはじめ、体育活動や宿泊行事等において安心して安全に活動できるよう、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、個々に応じた必要な支援を行えるように努める。 ・あまよう特別支援学校において自立活動学習会を行うことにより、児童生徒の力を引き出し、身体機能の獲得を目指すとともに、教員の専門性の向上を図り、センター的機能の充実させる。	●				03-2~④ (学校教育)		特別支援教育担当																
		中事業	特別支援教育推進事業費(特別支援学級合同宿泊訓練推進事業)	・中学校の特別支援学級在籍生徒が、合同で1泊2日の宿泊訓練を行う。	・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止		維持(継続)		●				03-2~④ (学校教育)		特別支援教育担当																
		中事業	特別支援教育推進事業費(特別支援学級合同運動会推進事業)	・中学校の特別支援学級合同開催の運動会	・11月13日(土) 3年生のみで実施		維持(継続)		●				03-2~④ (学校教育)		特別支援教育担当																
	⑤ 教職員の専門性の向上					・LD、ADHD等の発達障害を有し、教育上特別の支援を必要とする児童等が在籍する学校園に教育支援員を配置し、学習面・行動面における支援の実績を上げた。また、教員と連携し特別支援教育コーディネーター対象に研修を行ったことにより、本市の特別支援教育の基本方針や取組について理解を図ることができた。	変更(新規・拡充・行革)	・子ども一人の自立と社会参加を見据えて、障害のある子ども障害のない子どもをつなげる「共生」など目標。それそのための子どもが、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもながら実現した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけているかどうかという視点に立って環境整備や教員の専門性の向上に取り組む必要がある。また、教育上特別の支援を必要とする児童生徒の増加及び支援内容の多様化を踏まえ、特別支援教育支援員や生活介助員等の人的支援を整備することが必要である。	拡充	●			03-2~④ (学校教育)		特別支援教育担当 学び支援課																
	⑥ 特別の別支援・教育発展について																特別支援教育担当 学び支援課														
																	特別支援教育担当														
																	特別支援教育担当														

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

基本施策		取組内容(第4期)		中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名	
基本理念 : 誰もがその人らしく、自立て安心に暮らすことができる共生社会の実現																			
重点課題2.生きがいを持つて自分らしく暮らすことができる環境づくり																			
基本施策3: 教育・教育																			
① 学校 教育 の中 での 福 祉 教 育 の 推 進	●確定する人を取り巻く問題を含め、人権に対する理解・認識を深めたり、通達・特別活動・総合的な学習の時間などを利用し、学校機会会員づくりまた、「トライやる・ワーカー」による福祉施設での体験活動を通じた経験や学校との交流を促進します。	中事業	こころの教育推進事業費			・小・中学校で作成する道徳教育・人権教育に、心全意の「人権意識の高揚」と「人権意識の育成」、「人権教育の推進」を重点項目に講演会及び校内研修、公開授業を実施する。	・各校で実施する講演会のテーマを「生命を尊重する心」、「規範意識」の育成及び「人権教育の推進」などとし、情報モラル、多様性、障害者、性教育等について、「生命を尊重する心」と「規範意識」の育成及び「人権教育の推進」に繋げることが可能だ。	—	維持(継続)	・教職員に対する校内研修の充実を図るため、研修テーマを「道徳の授業力の向上」に係る研修のみならず、「人権教育の推進」を因材ための研修も新たに加えることによって、教職員の道徳の授業力向上及び人権意識の高揚にも努めている。 ・人権教育を推進する上で、人間らしく生きるために自己の人生についても視点をもった事業を行っている。 ・中学校においては、生徒が在籍3年間で「予期せぬ妊娠」「データDV」「性的マイナリティ」の3テーマについて学習ができるようにする。 ・引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じた上で児童生徒の自己形成や道徳観の形成、人権意識の高揚を図れるような講演会を開催し、より充実した講演会となるためにも各校が開催した講演会の結果全校に情報共有しながら集束展開を図っていく。					●	03-2-① (学校教育)		学校教育課	
		中事業	トライやる・ワーカー推進事業費		・中学2生が、自らの興味・関心のある分野や将来就きたい職業等の体験活動を、学校を離れて5日間実施する。	・令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、児童生徒ができなかった学校が多くいたため、実績値が減少した。 ・各校として、各学校において、事業所の方を招いての講演会や体験活動、地域清掃活動等を行った。	・目標指標の「トライやる・ワーカー」で充実した活動ができたと感じている生徒の割合は中学校全体では50%であるが、事業所での活動を行つた学校で頭は84%の生徒が「充実した活動ができる」と回答していることから、自らの将来について主体的に考えていたため、地域の中で活動することは有意義であると考える。	維持(継続)	・引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じた上で、キャリア教育の観点も踏まえながら、生徒にとって学校の中だけではなく社会で重要な体験となるような事業を展開していく。				●	03-1-① (学校教育)		学校教育課			
(3) こころの 教育・ 支援	② 教 育 相 談 の 充 実	中事業	心の教育相談事業費(心の教育相談事業)		・子ども、保護者、教職員が抱える悩みの解決を支援するなどして問題を予防して子どもの心の苦しみの発達を止めます。各学年園の心の相談体制の充実を図り、教育相談から災害・事故等の心のケアまでの一貫した支援を行う。	・電話相談968件・面接相談2,904件 ・教育相談事業では、教育相談カウンセラーが学校相談を行うことで学校との連携を強化することができた。		維持(継続)	・教育相談事業では、スーパーバイズの活用により、多様な相談内容に対応できる支援体制づくりを行う。				●	03-2-③ (学校教育)		こども教育支援課			
		中事業	心の教育相談事業費(高等学校力 Wenger派生事業)		・教育臨床心理に関して専門的な技能や識見を有するカウンセラーを市立高等学校へ派遣し、教職員の心のカウンセリング等を提供して、卒業生の心のカウンセリング等を図るとともに、心の悩みを持つ生徒や保護者の問題解消に係る支援のための教育相談を実施する。			維持(継続)				●	03-2-③ (学校教育)		こども教育支援課 高校教育課				
		中事業	心の教育相談事業費(スクールソーシャルワーク推進事業)		・スクールソーシャルワーカーが学校で活動することにより、学校現場に福祉の視点を導入し、関係機関との連携を図り、要支援の子どもの発見および環境改善に係る体制作りを行う。	・スクールソーシャルワーカーの勤務体制を見直し週5日勤務の設定を行ったことにより、拠点校巡回配置や全ての学校種で一貫した学校巡回を行った。学校やスクールカウンセラー(SC)との連携を構築し、終わる学校が増えた。		維持(継続)	・スクールソーシャルワーカーについては、市立高等学校を含めたスクールソーシャルワーカーによる異なる教育相談体制の実現に向け候封をして、関係機関との連携が図られている。今後は、兵庫県に配属されているスクールカウンセラーとより一層の連携強化化に向けた連絡を進めること。				●	03-2-③ (学校教育)		こども教育支援課			
		中事業	心の教育相談事業費(匿名報告ア プリ活用事業)		・いじめに係る生徒が躊躇せず教育委員会に匿名報告できるアプリを導入するとともに、いじめの傍観者にならないための授業を全中学校と市立高校で実施する。	・匿名報告アプリ活用事業では、カード配布等での周知を行つことにより、中学校では登録件数が僅かに増加した。		維持(継続)	・SSWの人事確保の課題は一定の解消は図られたが、限られた人員のため小・中学校の拠点校巡回型配属の充実には至っていない。また、相談内容が多岐に亘るため医療的な内容が増加する。今後は県配置であるSCとの連携を一層強化する必要がある。	変更(新規・拡充・行革)	・スープーバイザーを員するとともに教育相談カウンセラーのスキルを高めるとともに、学校へのアドバイザーを積極的に広げ、SWSI及び教育相談カウンセラー・SCの情報や課題を積極的に共有し、連携した支援体制を強化する。 ・市立高等学校を含めたSSWによる更なる教育相談体制の充実を図る。			●	03-2-③ (学校教育)		こども教育支援課 高校教育課		
		中事業	不登校対策事業費(不登校対策推進事業)		・不登校児童生徒に関する対応力の向上を目的とした個別支援等を実施するとともに、学校環境適応支援(バスルーツ)をモデル実施し、不登校児童生徒の未然防止、早期発見、早期対応に努める。	・小学校中等部は不登校研究協議会を対象とした研修(4人)とともに、中学校不登校研究協議会と連携による、教職員、フースクール担当者、こども立支援員、ハートフルフレンド向けの研修を2回実施(60人参加)、不登校児童生徒の理解を深め、組織的支援に繋げた。		維持(継続)	・不登校児童生徒の増加傾向が全国的に続いている中、市として継続して事業を実施する必要性は非常に高い。今後も教職員の資質・能力の向上を図り、多様な支援を組織的に行っていく必要があり、不登校児童生徒にあって不可欠な事業である。				●	03-2-③ (学校教育)		こども教育支援課			
		中事業	不登校対策事業費(ハートフルフレ ンド派生事業)		・不登校児童生徒やひきこもり傾向、学校の別室等に登校している児童生徒に対して、大学生や社会人をボランティアとして派遣し、ふれあいを通して自信や自己肯定感を育み、自主性や社会性の伸長を援助する。	・園田学園女子大学と協働でハートフルフレンド研修を行い、ボランティアスタッフの確保(令和3年度・20人)と質向上を行った。		維持(継続)				●	03-2-③ (学校教育)		こども教育支援課				
		中事業	不登校対策事業費(こども自立支援活動事業)		・不登校児童生徒の自主・自立性を育むために、社会・文化・自然等ふれ合いで体験活動を実施するとともに、学校関係者が不登校児童生徒に対する理解を深めるための研究・研修を実施する。	・体験活動を教育支援室3カ所で実施(21人参加)し、個々の状況に応じた支援活動が推進できた。		維持(継続)				●	03-2-③ (学校教育)		こども教育支援課				
		中事業	不登校対策事業費(不登校支援団 体ネットワーク会議事業)		・不登校児童生徒の背景や原因が複雑・多様化していることなど、多様なアセスメント及びアセスメント結果を踏まえ、ハートフルフレンドを開催して、有効・適切な取組に繋げる。	・不登校やひきこもり傾向の児童生徒に対して、大学生や社会人等のボランティアであるハートフルフレンドを派遣することで、自主性や社会性の伸長が図られる支援を行った。また、園田学園女子大学の社会連携推進センターと協働で研修用ハンドブックを作成し、ハートフルフレンドへの研修を行つた。教職員と民間支援者等と連携した研修を開催し、質の向上等を行った。		維持(継続)				●	03-2-③ (学校教育)		こども教育支援課				
														●	03-2-③ (学校教育)		こども教育支援課		

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

課題 分類 番号	基本施策		取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所轄名																
	施策の 方向性	取組 項目																																
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																																		
重点課題2.生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																																		
基本施策3: 痢疾・教育																																		
(3) 教育 相談の充 実	(2) 教育 相談体制 の充 実	中事業	教育支援室運営事業費		・「教育支援室」の運営と、民間委託した「教育支援室」のモデル事業を行う。	・令和3年度、サテライト教室に通う不登校児童生徒が増加(令和2年度54人→令和3年61人)した。令和3年度も教育支援室「ほっとすてつぶ EAST」と「ほっとすてつぶ WEST」の設置は「EAST40名・WEST70名」完結済み。また令和3年度から教育支援室「ほっとすてつぶ SOUTH」(定員20名)を開設し支援を行った(14名)。 ・令和2年度では教育支援室の定員が60人であったが、令和3年度は「ほっとすてつぶSOUTH」の設置を行い、定員が80名に増加した。		維持(継 続)	・不登校児童生徒の実態を把握し、未然防止を図るとともに、個々の状況に応じ不登校児童生徒への支援を行うため、「ほっとすてつぶ EAST」「ほっとすてつぶ WEST」「ほっとすてつぶ SOUTH」「ほっとすてつぶオンライン」の運営を実施する。 ・教育支援室「サテライト教室」に登録された児童生徒が、継続して適切にやさしいように環境の整備を行い、学校と密に情報共有を行うことになり、教育支援室、サテライト教室、学校に連携しながら継続的・組織的な支援につなげる。		拡充	●		03-2~③ (学校教育)		こども教育支援課																		
						・教育支援室の「ほっとすてつぶEAST・WEST」に加え、新たに「ほっとすてつぶSOUTH」を開設したことにより、通級児童生徒数が増加するところに、対面では通級ににくい児童を自宅や学校とオンラインで繋ぐことにより学習支援を行った。		維持(継 続)	・教育支援室「ほっとすてつぶEAST・WEST」においてもオンライン環境の整備を拡充することにより、対面では通級ににくい児童生徒への支援を実施する。			●	03-2~③ (学校教育)		こども教育支援課																			
	① 教育 相談の充 実	中事業	学校支援専門家派遣事業費		・学校が抱える児童生徒等の様々な問題に対応するため、専門的視点から支援を行う弁護士等の専門家を派遣し、課題の早期解決を図ることに貢する。	・令和3年度の専門家派遣回数は54回であり、相談事業が改善した割合は74%であった。 ・医療分野の専門家からは、発達に特徴のある児童生徒に係る専門的な指導助言を受けることができ、対応方法や今後予想される課題についての理解を深めることができた。 ・教育分野の専門家からの意見交換においては派遣回数が増加し、児童生徒の問題解決や生徒理解、カウンセリング・マインド等に関する指導助言や校内研修など、派遣での相談事例を紹介・模擬展開することで、重大事案等の未然防止に寄与する。		維持(継 続)	・いじめ対応や保護者対応の他、昨今では発達に特徴のある生徒への対応や不登校傾向にある児童生徒の事例研究、自杀予防教育等に係る相談事例も増加傾向にある。こうした状況に対応していくため、各分野の専門家派遣体制を拡充し、学園圏の支援を行っていく。			●	03-2~③ (学校教育)		いじめ防止生徒指導担当																			
		中事業	ユース相談支援事業費		・尼崎市内在住の中学生3年生から概ね29歳までの、ひきこもり状態やそれに近い状態にある、青少年及び家族に対して、重篤なひきこもりに陥らないよう、アウトリーチによる相談支援、当事者会、家族会などの支援を行う。	・令和3年度における事業申請件数は36件であり、令和2年1月から令和3年3月末までの事業申請件数は延べ79件となった。当事者会を36回、家族交流会を1回、研修事業を開催した。 ・令和3年6月に市立中学校全17校を訪問してユース相談支援事業の説明をしたほか、こども教育支援課と連携して長期欠席生徒の情報を共有し、欠席日数が多くてもいると推測できる生徒について各中学校と情報共有し、必要な生徒に本事業を提案できるよう協力を依頼した。 ・保護者等が自ら支援を探し、本事業を知る機会があつた方やひきこもり状態も比較的重篤でない方やひきこもり傾向が多い方やこもり状態が重篤な方など、支援を必要とする対象者に本事業について知つてもらう機会を増やしていくことが課題である。	維持(継 続)	・令和3年度に引き続き、支援を必要とする中学3年生に当事者が介入を提案できるよう市立中学校やこども教育支援課に協力を依頼し、情報共有の機会を増やしていく。 ・令和4年度は既存の連携機関に加えて、新たに充実した重層の支援推進事業やひきこもり等支援事業との連携や、地域間との協働により、まだ事業につながっていない対象者に対して支援が届けられるように周知啓発に努める。		拡充	●	04-3~④ (子ども・子育て支援)		こども相談支援課																				

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

課題 概念	基本施策		取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスター・プラン)	担当所属名																
	施策の 方向性	取組 項目																																
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																																		
重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																																		
基本施策4: 就労・就労																																		
① 就労に 関する 支援・ 相談体制等の充実 (1) 雇用機会	●障害のある人の一般就労を支援するため、就労に必要な知識や能力の向上、求職活動、就職後の職場定着などを支援するサービス(就労移行支援、就労定着支援)を提供します。	中事業	障害者(児)自立支援事業費			・就労系サービスの利用者数は令和2年度の1,421人から令和3年度は1,542人と大幅に増加しており、多様な就労ニーズに応えてきている。		—	維持(継続)	—				●	06-2-② (障害者支援)		障害福祉政策担当																	
		中事業	身体障害者更生訓練費給付事業費		・障害者が就労または機能回復のため訓練を行った日数により訓練手当を支給する。また、通所による訓練を受ける場合は通所に必要な経費を支給する。(延べ利用者数33人)		—	維持(継続)	・訓練に必要な経費の支給により、社会復帰の促進を図るために今後も継続して実施する。				●	06-2-② (障害者支援)		障害福祉課																		
		中事業	障害者就労支援事業費(障害者就労支援事業)		・就労相談、就労準備訓練及び職場実習支援、就労支援、就労定着支援、就労生活支援、職域開発、関係機関との連絡及び調整など。		・委託就労支援機関で就労に関する各種支援を行い、コロナ禍においても24人が一般就労につながった。	—	維持(継続)	・障害者の就労支援にあたっては、多様な就労ニーズに対応していくため、現行の事業・取組がより効果的かつ本質的な支援となるよう、障害者就労支援事業の見直しを含め、「障害者就労・生活支援センターのみどり」の役割や機能の再整理に向けた検討を進めていく。			●	06-2-② (障害者支援)		障害福祉政策担当																		
		中事業	障害者就労支援事業費(障害者就労支援事業)		・就労相談、就労準備訓練及び職場実習支援、就労支援、就労定着支援、就労生活支援、職域開発、関係機関との連絡及び調整など。		・委託就労支援機関で就労に関する各種支援を行い、コロナ禍においても24人が一般就労につながった。	—	維持(継続)	・現在は一般就労(就労移行支援)を中心に関連している「就労支援ネットワーク会議」の運用方法を見直し、今後は福祉的就労(就労継続支援)や職路拡大等に関する課題についても協議していく。			●	06-2-② (障害者支援)		障害福祉政策担当																		
		中事業	障害者雇用推進等事業費(ハートルオフィスup×3(アップスリー))		・障害者活躍推進計画の取組項目「障害特化に応じた多様な雇用の拡充」として「就労支援機関と連携して、会計年次雇用員数(非常勤・業務補助員)として任用された障害者」「スクワット・ジヨコなどの支援を受けながら、アウトソーシング等に不適な方内各課に残る単純定型業務(封入作業、PC入力、書類スキャニング等)を行う。・障害者雇用率(3.26%)		・市役所における障害者雇用として、尼崎市版「ハートルオフィスup×3」においては、多様な雇用形態での拡充としてまとめた「就労支援機関と連携して、一般就労へのステップアップ等の非常勤・業務補助員として任用された障害者」「スクワット・ジヨコなどの支援を受けながら、アウトソーシング等に不適な方内各課に残る単純定型業務(封入作業、PC入力、書類スキャニング等)を行う。・障害者雇用率(3.26%)	—	維持(継続)	・「ハートルオフィスup×3」については雇用枠を9人に増員し、毎年3人程度の入れ替りを想定して、計画的に採用していく。 ・up×3スタッフを庁内各職場に配置する「インターン配置」の実施			●	●		能力開発支援担当																		
	●市役所や市の関係機関において、障害のある人の雇用の促進と継続的な雇用を図ります。また、「障害のある人の就労意欲の高揚を図るとともに、一般就労の促進につなげます。	中事業	障害者雇用推進等事業費(障害者の職業生活相談窓口の運営)		・障害のある職員等の職業生活に係る相談事等について、障害者雇用促進法で定める障害者職業生活相談員が関係部署等と連携しながら対応する。		・障害のある職員の職業生活相談窓口を令和3年10月に開設した(R3相談件数:7件)。	—	維持(継続)				●			能力開発支援担当																		
		中事業	障害者雇用推進等事業費(障害者雇用推進研修(職員研修)の実施)		・職員の合理的配慮の理解の浸透をテーマに研修を行う。		・障害者雇用推進研修では、全所長を対象に、合理的配慮をテーマに30分の動画で実施した。 ・障害者退職(12/3-9)に合わせ、「合理的配慮を学ぼう」をテーマに、事例を5日連続日替わりで庁内電子掲示板に掲載した(閲覧数:113-193件・延べ824件)。	—	維持(継続)	・障害者雇用推進研修の受講対象者の拡大			●				能力開発支援担当																	
		中事業	障害者就労チャレンジ事業費(障害者就労チャレンジ事業)		・臨時の雇用員(チャレンジャー)として雇用し、就労実習などの支援を行う。		・「障害者就労チャレンジ事業」でも14人を短期雇用し、就労実習を行つた。		変更(新規・拡充・行革)	・就労系サービス事業所が依然増加傾向にあるなど、市内に障害者就労の場や機会が不足してきたことで、市役所での障害者就労チャレンジ事業においては一般就労に向かう実習ではなく、主に就労意欲の喚起を目的とした利用が大半を占めている。	行革		●	●	06-2-② (障害者支援)		障害福祉政策担当																	
		中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(しごと会)	・尼崎市自立支援協議会の開催等を行う。	・新型コロナ感染拡大防止の為ビデオ通話サービスを活用する等開催手法を工夫し、フォーム等を開催できた。		—	維持(継続)	・自立支援協議会の開催にあたっては、運営面での負担軽減に向けて、コロナ禍での開催手法を参考に、引き続き運用手法の見直し等を進めしていく。			●	●	06-1-② (障害者支援)		障害福祉政策担当																		

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

課題 概念	基本施策 達成の 方向性 取組 項目	取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスター・プラン)	担当所属名													
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																														
重点課題2.生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																														
基本施策第4：雇用・就労																														
(1)雇用機会 企業等への支援 理解の促進	(2)企業等への支援 理解の促進	<p>●障害のある人を雇用するための環境整備等に関する各種助成制度の取扱い等に努め、障害のある人を雇用する企業等の支援に取り組みます。また、重度の障害のある人の雇用促進に取り組む「阪神友愛食品(株)」への支援を行います。</p>						<p>・企業人権・同和教育合同研究会の事務局業務を委託するとともに、市内企業に対して研修会等を開催することにより、企業における人権問題への正しい理解と認識を深めます。</p>																						
		<p>●雇用分野における障害を理由とする差別的取扱いの禁止や職場環境における障害のある人への合理的配慮の提供義務等について、企業等の理解促進につなげていくため、各種研修の開催や市のホームページ等の活用、市民経済団体との連携・協力による周知・啓発に取り組みます。</p>						<p>・企業人権・同和教育合同研究会の事務局業務を委託するとともに、市内企業に対して研修会等を開催することにより、企業における人権問題への正しい理解と認識を深めます。</p>										しごと支援課												
(2)多様な形態での就労支援	①多様な形態での就労支援	<p>●一般就労が困難な障害のある人への福祉的就労を支援するため、生産活動など働く機会の提供や、それらの活動に必要な知識や能力の向上等を支援するサービス(就労継続支援A型・B型)を提供します。</p>						<p>・就労系サービスの利用者数は令和2年度の1,421人から令和3年度は1,542人と大幅に増加しており、多様な就労ニーズに応えてきています。</p>										しごと支援課												
		<p>中事業 生産活動拡大支援事業費</p>						<p>・新型コロナウイルス感染症の影響により、生産活動収入が減収している就労継続支援事業所が、その生産活動の拡大に向けて行う事業に係る経費を助成する。</p>										11-3-② (地域経済・雇用就労)												
	(2)多様な就労支援	<p>中事業 地域活動支援センター事業補助金</p>						<p>・利用者の障害の状況や体調等に応じた利用ができる地域活動支援センターは、日程調整を中心とした日中活動系サービスとは異なり、定期的な利用が困難な障害のある人への支援の場としての役割を有しております。県制度と連携しつつ独自の支援の役割を有しているため、県制度と連携しつつ独自の支援を行っており、安定的な運営と活動の場の確保が求められます。</p>										障害福祉政策担当												
		<p>中事業 障害者小規模作業所運営費等補助金</p>						<p>・利用者の障害の状況や体調等に応じた利用ができる地域活動支援センターは、日程調整を中心とした日中活動系サービスとは異なり、定期的な利用が困難な障害のある人への支援の場としての役割を有しております。県制度と連携しつつ独自の支援の役割を有しているため、県制度と連携しつつ独自の支援を行っており、安定的な運営と活動の場の確保が求められます。</p>										障害福祉政策担当												
(2)販路拡大等の支援	<p>●障害者の就労施設等で就労する障害のある人の自立を促進するため、市の認定方針を定め、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進します。</p>						<p>・リストの更新 ・特定随意契約の業者選定など</p>										障害福祉課													
	<p>中事業 障害者就労支援事業費(障害者就労施設等販路開拓事業)</p>						<p>・障害者就労施設等の製品等の販路開拓等の支援を行う。</p>										障害福祉政策担当													

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

課題 番号	施策の 方向性	取組 項目	取組内容(第4期)			中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスター・プラン)	担当所属名																																			
基本理念 ：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																																																							
重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																																																							
基本施策5: 生活環境・移動・交通																																																							
① 住まいの確保等	1) 生活環境	中事業	グループホーム等新規開設サポート事業費	・市内にグループホーム等を開設する社会福祉法人等に対し、予算の範囲内において開設時に必要な初年度品や住居の借り上げ等の手配料の過渡的経費、消防設備・自動火災報知設備等の設置経費の一部を助成し、新規開設の促進を図る。	・グループホームの整備促進に向けて、令和3年度は市内にグループホーム等を開設する事業者に対し、開設経費の一部を補助することで、グループホーム8戸(32定員)、短期入所介護所(8定員)の新規開設の促進を図ることができた。 ・市内グループホームの定員数は、令和2年度の497人から令和3年度は552人と着実に増加しており、第4期障害者計画の目標値に対して約79%達成を果たした。 ・市内事業所への調査結果をみると、多くのホームで利用者の重度化・高齢化が進み、その対応に課題を抱えている。		変更(新規・拡充・行革)	・グループホームの整備促進に向けては、引き続き既存事業を有効に活用するとともに、各調査結果を基に今後の整備方策を策定し、更なる整備を検討していく。あわせて、グループホーム利用者の重度化・高齢化にも対応していく必要があるため、指定事業所ネットワーク会議で調査結果の共有や意見交換を行いながら、既存ホーム等のリフレイブ(大規模)改修等による経費助成について協議・検討を進めていく。					●	●	06-2-③ (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉課																																						
		中事業	社会福祉施設等施設整備費補助金	・国の補助事業(社会福祉施設等施設整備費補助金)を活用し、障害者の重度化・高齢化に応じた施設整備等を実施する「日本サービス支援型グループホーム」を優先した整備の促進を図る。	・「日本サービス支援型グループホーム」の整備については、コロナ禍の影響等で予定より遅れたものの、令和4年4月から開設できるよう整備法人と調整等を進めた。		維持(継続)	・各調査結果を基に今後の整備方策を策定し、「日本サービス支援型グループホーム」の更なる整備を検討していく。					●	●	06-2-③ (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉政策担当																																						
	2) 地域社会の活性化等	中事業	障害者安心生活支援事業費	・地域全体で支えるサービス提供体制である「地域生活支援拠点」の構築と、市内清掃等の実績的に進むべき関係機関との連携強化等を図ることで、障害者等の地域生活を支援する。「グループホーム等の利用状況の把握・公表や課題の共有・連携の強化を図るほか、介護者の急難等による緊急時の受け入れ・対応も行うなど、地域の生活支援体制の充実に取り組みます。	・グループホームの利用者数は、令和2年度の349人から令和3年度は392人と着実に増加しており、第6期障害福祉計画の目標値に達する100%の実績となっている。 ・「地域生活支援拠点」の機能強化に向けて、グループホームと短期入所事業所のネットワーク会議(以下、「ネットワーク会議」といいます)を活用して、令和3年度の組織構定や、運営局より運営局に於ける研修会等の情報共有を行つて研修会等の情報共有を図った。また、生活介護事業所のネットワーク会議について、感染予防対策を実施しながら対面で1回開催しており、令和4年度からの本格実施に向けて、当該ネットワーク会議の目的や今後の進め方等の情報共有を図った。	-	維持(継続)	・「地域生活支援拠点」については、各支援機関の弱点機能が円滑かつ効率的に発揮できるよう、引き続き、各機能を担う支援機関等との協議を進めていく。また、令和4年度は生活介護事業所のネットワーク会議を活用し、事業所情報の把握や利用(空き)状況の公表等に取り組むとともに、今後も様々な制度・サービスに係る研修会や意見交換会を行うことで、拠点機能の強化に努めていく。					●	●	06-2-③ (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉政策担当																																						
																				住宅管理担当 住宅政策課																																			

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

基本施策		取組内容(第4期)		中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名	
基本理念 : 誰もがその人らしく、自立て安心に暮らすことができる共生社会の実現																			
重点課題2. 生きがいを持つて自分らしく暮らすことができる環境づくり																			
基本施策5: 生活環境・移動・交通																			
① 生活環境	② 住宅のバリアフリー化	●「尼崎市営住宅建替等基本計画」に基づき、市営住宅の建替えやエレベーター設置に取り組むなど、バリア化を図ります。																住宅整備担当	
				中事業	日常生活用具給付等事業費	・身体障害者(児)、知的障害者(児)及び難病患者に対し、日常生活用具を給付する。	・排泄支援用具(ストマ用装具)を中心とした日常生活用具の給付等により、在宅で生活している重度障害者等の生活面での自立度を高め、社会参加の促進を図ることができます。		維持(継続)	・これまでにも国通知や要望等を考慮し適宜品目を追加してきたが、各品目における公費負担限度額等の見直しまでは行っていないため、市場価格と大きく乖離しているものも多い。	・給付実績の分析結果等を基に、実情にあわせた給付品目や公費負担限度額となるよう整理していく必要があります。	拡充	●	●	06-1-②(障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉課		
				中事業	住宅改造支援事業費	・高齢者等の日常生活を支援するため、その身体状況に応じた住宅改修に関して、相談及び助成を行つとともに、改修経費の一部を助成する。	・更支援・要介護状態等になってしまった、住み慣れた自宅で安心して自立して生活を送ることができるように改修料金や改修の段階別に改修料金と高齢者等の相応の改修等に要する経費の算出をさせていただき、生活支援サービスの実現を図っています。	一	維持(継続)	・高齢者等が住み慣れた地域で自分らしい生活を送れるように住まい改良相談チームを巡回して、それぞれの身体状況に応じた改修等の相談や助成を行つとともに、相談相談との連絡調整や改修後のアフターケアなどを実施することで、きめ細やかな支援を実施していく。		●	07-2-④(高齢者支援)	高齢者保健福祉計画	高齢介護課				
				③ 公共施設リノバ化等のハリ	●「バリアフリー法」や「兵庫県福祉のまちづくり条例」等に基づき、公共・民間施設物や道路、公園等の施設のバリアフリー化を取り組みます。また、誰もが安全に利用しやすいものとなるよう、施設の整備にあたってはユニバーサルデザインの考え方を普及・啓発します。												公共施設保全担当 建築指導課		
	② 公共機関等の整備	① 公共機関等の整備	●公共交通の整備の際は、スローラの設置やオストメイト対応トイレの整備、障害のある人等の専用駐車スペースの確保など、誰もが利用しやすい施設整備を推進します。														公共交通保全担当 ファンネル推進担当		
		② 移動機関	●障害のある人等のための駐車スペースの適正な利用を推進する「兵庫ゆずりあ駐車場制度」の周知に取り組みます。														健康福祉局企画管理課		
		② 外出に係る支援	●誰もが円滑に移動でき、また利用しやすい交通環境の充実に向けて、「尼崎市地域交通計画」に基づき、駅やその周辺のバリアフリー化など公共交通利用環境のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、安全で快適な歩行空間の環境整備等に取り組みます。		中事業	乗合自動車特別乗車証交付事業費	・市内に住所を有し、身体障害者手帳(1~4級に限る)、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、被爆者健康手帳を所持する者に対し、市役所や駅周辺で乗車し降車する場合に限り無料で利用できる特別乗車証(ICカード)を交付する。	・令和3年度は交付枚数は伸び、バスの利用(負担金)は令和2年度に比べ約2.9%の増であり、コロナ禍の影響から緩やかな回復となっています。	一	維持(継続)	・引き続き、本制度を周知することで、障害者等の社会参加の促進を図る。		●	06-2-③(障害者支援)	障害者計画	福祉課			
				中事業	重度心身障害者(児)福祉タクシー利用料助成事業費	・対象者に尼崎市福祉タクシーチケットを交付し、タクシー利用料の一部を助成する。	・令和3年度の交付枚数については、コロナ禍における外出自粛の影響により、例年と比較して大幅に減少している。		維持(継続)	・重度心身障害者(児)の外出を幅広く支援するため、有効かつ不可欠なものとなっているため、引き続き、現行制度を維持・継続していく。		●	06-2-③(障害者支援)	障害者計画	障害福祉課				
			●障害のある人の地域での移動を支援するため、乗合自動車(バス)特別乗車証の交付事業や福祉タクシーの利用料助成事業、リフト付自動車の派遣事業を継続して実施します。	中事業	重度身体障害者(児)リフト付自動車派遣事業費	・対象者に尼崎市リフト付自動車派遣登録(有効期間1年)を交付し、リフト付自動車派遣費用を助成する。	・尼崎市リフト付自動車派遣事業は、乗合自動車特別乗車証や高齢者バス運賃助成制度、高齢者移送サービス事業、これらの中から一つのサービスを選択して登録するもので、利用料金は月額1,000円とされています。	・重度心身障害者(児)の外出を幅広く支援するため、有効かつ不可欠なものとなっているため、引き続き、現行制度を維持・継続していく。	維持(継続)	・重度心身障害者(児)の外出を幅広く支援するため、有効かつ不可欠なものとなっているため、引き続き、現行制度を維持・継続していく。		●	06-2-③(障害者支援)	障害者計画	障害福祉課				
				中事業	自動車運転免許取得・改造助成事業費	・身体障害者の運転免許取得や、自身が運転するために必要な自動車の改造費の一部を助成する。	・利用件数は、年度ごとに増減はあるものの、特に一定年度で利用がおり、身体障害者の活動範囲を拡大し、生活の向上を図ることに寄与している。	維持(継続)	・身体障害者の外出を幅広く支援するため、有効かつ不可欠なものとなっているため、現行の事業体系や運用等を維持・継続していく必要があります。		●	06-2-③(障害者支援)	障害者計画	障害福祉課					
		●障害のある人の活動範囲の拡大や社会参加への支援を行なうため、自動車運転免許の取得費や自動車改造費の助成事業を継続して行なうとともに、障害のある人にに対する民間交通機関や有料道路等の割引制度の周知に努めます。													●	06-2-③(障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	障害福祉課	

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

課題 番号	基本施策		取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名																
	施策の 方向性	取組 項目																																
基本理念 ：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																																		
重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																																		
基本施策6：生活環境・移動・交通																																		
<p>●障害のある人の外出や社会参加を支援するため、移動の補助や必要な介助等を行う外出支援サービス(同行援護、行動援護、移動支援事業)を提供します。</p>																																		
	中事業	障害者(児)移動支援事業費	<p>・在宅障害者(児)が指定事業者からガイドヘルプサービスを受けた場合、それに係る費用の一部を事業者に支給する。</p>				<p>・延べ利用者数については、前年度と比較して横ばいとなっているが、コロナ禍においても障害のある人への外出支援として、自立生活等の促進に寄与した。</p> <p>※利用状況については、障害福祉計画で進捗管理</p>	-	維持(継続)	<p>・地域で暮らすために必要な外出支援を確保するため、今後も継続して事業を実施する。</p>						●	06-2-③ (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	障害福祉課 障害福祉政策担当															
	その他取組	同行援護の運用見直し	<p>・視覚障害のある人の外出を支援する「同行援護」については、当事者団体等との協議を進め、運用(基準)の変更案をまとめた。</p>																															

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

課題 種別	基本施策 達成の 方向性 取組 項目	取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名														
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																															
重点課題2.生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																															
基本施策6：生涯学習活動																															
(1) 生涯学習活動(スポーツ・文化芸術・地域交流)	施設の整備・改善	●障害のある人が生涯学習活動を通じて、地域での交流や健康の増進、教養の向上を図れるよう、誰もが利用しやすい公共施設等の整備・改善に努めます。															公共施設保全担当														
		●障害のある同士の交流活動の場である「身体障害者福祉会館」の老朽化に応対するため、「尼崎市教育・障害福祉センター」の施設移転を進めます。移転にあたっては、尼崎市立アリーナ(アリーナ・スポーツセンターなど)と連携した施設(身体障害者福祉センターなど)と連携した事業運営を行うなどし、障害特性や情報・コミュニケーション支援に配慮した施設機能の向上に取り組みます。	中事業	身体障害者福祉会館移転事業費	・尼崎市公共施設マネジメント基本方針(平成17年基盤)に基づく身体障害者福祉会館」の移転に係る6地区において、障害の理解促進・啓発に資する取組がある場合は、積極的に該会館の指定管理者である「尼崎市障害者連盟福祉協会」の役員や会員を始め者や移転先「教育・障害福祉センター」の関係者等との協議や連絡調整を丁寧に進め、令和4年1月に改修工事を完了しました。	-	維持(継続)	・移転後の会館の周知や活用に向けては、市報等への掲載に加え、自立支援協議会や市内障害者団体等を通じて他の障害種別の方等にも幅広く利用してもらえるよう周知を図る。	新規	●	06-2-④(障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当																		
			中事業	学びと活動推進事業費(各地区)	・各地区において、学びや交流の場づくりに取り組むにあたり、生涯学習プラザ等で生涯学習事業を開催するとともに、必要に応じ「地域予算」を柔軟に活用していく。											地域課															
			中事業	身体障害者福祉センター指定管理者運営事業費	・身体障害者社会参加支援施設として、各種の相談・啓発事業・利用者の自立の促進等のための機能訓練			維持(継続)	・改修工事やコロナ禍において、事業の縮小や利用時間・参加人数の制限等を余儀なくされているが、徹底した感染予防対策を講じながら、可能な限り、利用者が利用できるよう設備の充実や、感染予防対策を講じながら、利用者が施設を利用を行うことができるよう改修する必要がある。			06-2-④(障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当																	
			中事業	身体障害者福祉会館指定管理者運営事業費	・身体障害者福祉会館の維持管理及び貸し出し業務	・新型コロナウィルス感染拡大を受け、会館の利用時間・参加人数の制限等を余儀なくされたが、利用者の安全・安心の対策を行なうとともに、外出を控えている利用者に対し、社会参加の促進が行なえるよう検討する必要がある。		維持(継続)	・引き続き、コロナ禍において、事業を継続しなければならないため、感染状況に留意しながら、利用者の安全・安心の対策を行なうとともに、外出を控えている利用者に対し、社会参加の促進が行なえることにより、心身障害者の福祉とその社会活動の促進を図ることができますおり、中核的施設の役割を果していく。			06-2-④(障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当																	
	活動機会・環境の充実		中事業	心身障害者(児)スポーツ大会開催事業費(尼崎市障害者(児)スポーツ大会)	・重度の障害がある者も参加できるようなスポーツ大会を本市で開催する。	・尼崎市障害者(児)スポーツ大会については、令和4年6月11日に市内の事業者団体の代表者で構成している「尼崎市障害者(児)スポーツ大会実行委員会」を開催し、大会開催の可否等に鑑みて協議を行なった結果を踏まえつつ、新型コロナウィルスの感染状況を鑑み、大会中止を決定した。		維持(継続)	・尼崎市障害者(児)スポーツ大会の開催にあたっては、実行委員会において新たな種目の検討や効率的な周知方法について協議するなど、引き続き、イベントの活性化に向けて検討していく。また、令和4年度においても、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、実行委員会で協議のうえ、開催の可否を検討する。		●	06-2-④(障害者支援)	障害者計画	障害福祉課																	
			中事業	心身障害者(児)スポーツ大会開催事業費(兵庫県障害者(じぎく)スポーツ大会)	・兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会の開催に伴い、スポーツに关心のある障害者をサポートする。	・参加人数:33人・競技内容:陸上・水泳・卓球・サウンドテープルテニスなど	-	維持(継続)	・兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会への参加者は、障害者スポーツに取り組む者にとって大きな目標や励みとなるため、参加者数が増加するよう、引き続き、イベントの活性化に向けて検討していく。		●	06-2-④(障害者支援)	障害者計画	障害福祉課																	
			中事業	パラリンピック応援事業費	・聖火を採火し、市内の施設に展示するとともに、聖火の立ち寄りとなる各施設において、大会の機運醸成を図るため、各種イベントを行なう。また、尼崎ゆかりのパラリンピック出場選手を応援するため、出場選手の懸垂幕設置を行なう。	・東京パラリンピックへの機運を醸成するための記念イベントとして、記念公園総合体育館や身体障害者福祉会館、尼崎城にて、聖火パレードやパラスポーツ体験会、パラスポーツのパネル展示等を実施した。事業を通じて、障害者スポーツの普及啓発や共生社会の実現に向けた理解促進に取り組んだ。	-	廃止	・東京2020パラリンピック開催に伴う事業であるため、廃止する。		●	06-2-④(障害者支援)	-	障害福祉課			スポーツ推進課														
																	文化特命担当														
																	障害福祉政策担当														

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

課題 概念	基本施策 施策の 方向性 取組 項目	取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスター・プラン)	担当所轄名														
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																															
重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																															
基本施策6：生涯学習活動																															
③ 活動の支援	① 生涯学習活動（スポーツ・文化芸術・地域交流）	中事業	地域福祉推進事業費（地域福祉推進事業補助金）	・市社協に対し、地域福祉活動の推進や地域福祉のネットワークの構築、災害時要援護者支援体制の基盤づくり等を支援する地域福祉活動専門員12人の配置にかかる経費を補助する。	・地域福祉ネットワーク会議では、地域のつながりづくりに向けたアマナシヤーと市民団体との情報交換会、医師や高校生を協力して地域活動団体会議、会員登録者の受け入れDVDの作成に取り組んだ。	・市社協では、ボランティア活動登録者の下校時見守りや独居高齢者の見守り、障害児の通学支援活動等に取り組んだほか、ボランティア活動登録者のみ出し、障害児の通学支援活動等につなげたほか、担任の希望者を対象とした活動先確保が課題となっている。	維持（継続）	・市社協と連携し、各地区地域福祉ネットワーク会議での好事例や全市共通の課題の実践例等を各地区で共有し、取組に応げている。	●	05-1-②（地域福祉）	地域福祉計画	重層的支援推進担当																			
		中事業	社会福祉関係団体補助金（ボランティアセンター事業補助金）	・市社協のボランティア活動普及・啓発事業やボランティアグループ助成事業の経費の一部を補助する。	・ボランティア活動等においては、登録者に具体的な活動を提示することで、下校時見守りや独居高齢者の見守り、扶助サービスセンター利用世帯の障害者の見守り等につなげたほか、試行的に見守りや独居高齢者や生活支援センターを対象とした市民活動団体との交流会を行った。	・相談受付及びコーディネート件数が減少しているのは、コロナ禍で活動や活動者の受入先が減少しているためである。	維持（継続）	・関係部局や市社協と連携し、「むすぶ」でのマッチングによる課題解決事例を支援関係機関、市民活動団体と共有し、活動希望者に応じた活動先の確保を進め、ボランティア活動への参加を促進する。	●	05-1-②（地域福祉）	地域福祉計画	福祉課																			
		中事業	地域福祉推進事業費（地域福祉啓発事業補助金）	・市社協が行う地域の様々な団体が自主的に行う地域福祉活動についての理解を深めたための研修会等や地域福祉活動の周知、参加促進活動に対して助成経費を補助する。	・「むすぶ」等では、登録者に具体的な活動を提示することで、下校時見守りや独居高齢者のごみ出し、扶助サービスセンター利用世帯の障害者の見守り等につなげたほか、試行的に見守りや独居高齢者や生活支援センターを対象とした市民活動団体との交流会を行った。	・ボランティアへの参加が少ない様々な層への効果的な情報発信や、コロナ禍で活動者の受入先が減少しているため、「むすぶ」登録者等が課題となっている。	維持（継続）	・活動希望者の多様な活動志向に応じた活動先の確保を進め、ボランティア活動への参加を促進する。	●	05-1-②（地域福祉）	地域福祉計画	福祉課																			
		中事業	支え合いの人づくり支援事業費（福祉課題の解決に向けた体系的な福祉の学びの場支援事業）	・市内の各課が市民活動団体と共に推進する事業に関する講座等を行う場合に、その費用の一部を助成する。	・地域の要支援者への理解を深めるため、尼崎市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）や障害当事者団体と協議し、コロナ禍における支援者と要支援者双方の想いや見解を意見会で共有し、その内容を研究開拓して形成したほか、地域住民の見守り活動等の実施を通じて、防災訓練等で意見交換会を地域の会場で実施し、地域住民同士で支え合い意識の醸成につながった。	—	維持（継続）	・地域振興センターや市社協と連携し、「防災」等の身近に感じる地域課題をテーマに、多様な主体が参加・交流する学びの場づくりを行うとともに、活動のきっかけとなる地域の好事例の共有を行う。	●	05-1-①（地域福祉）	地域福祉計画	重層的支援推進担当																			
		中事業	支え合いの人づくり支援事業費（支え合いを育む人づくり支援事業）	・高校生や大学生が尼崎市内で活動するする市民活動団体と協働し、市内をフィールドとして取り組む授業や研究活動等の費用の一部を助成する。	・将来の担い手づくりを実現するために、大学生や高校生がコロナ禍でも活動する自主防災会や子どもも食堂活動団体とつなげるにより、9月16日開催が市民活動団体と協働し、地域貢献活動に取り組んだ。	・参加者の活動への参画意識の高まりは見られたものの、コロナ禍で一緒に活動する者の確保がより困難となつてことへの不安の声もあり、参加者が地域住民や市民活動団体につながる取組が必要となつていていた。	維持（継続）	・引き続き、府内の関係部局や市社協と連携し、地域活動を希望する学生等を市民活動団体につなげる。	●	05-1-②（地域福祉）	地域福祉計画	重層的支援推進担当																			
		中事業	自発的活動支援事業	・障害者やその家族、地域住民等による自発的な活動に対して、その費用の一部を助成することにより、障害者等の社会参加や地域における理解の促進を図る。	・コロナ禍により募集を見送った。	—	維持（継続）	・コロナ禍で休止していた「自発的活動支援事業」を再開する。	●	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉政策担当	生涯・学習！推進課 地域課																			
④ 活動に関する情報提供の充実	●障害のある人の生涯学習活動や交流活動等に関する情報については、市の広報誌やホームページなど様々な媒体を活用して一層の周知を図るとともに、「身体障害者福祉センター」や「身体障害者福祉会館」において、障害特性に配慮した情報提供に取り組みます。																														

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

運営会員	基本施策		取組内容(第4期)	中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要事業	R4 主要事業	R3 主要事業	事務事業	施策評価	総合計画体系	分野別計画(マスタープラン)	担当所属名																
	施策の方向性	取組項目																																
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																																		
重点課題3. 共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり																																		
基本施策7: 安全・安心																																		
① 防災対策の充実	●「避難行動要支援者名簿」を作成し、要支援者本人の同意を得て、消防・警察・民生活委員など地域の支援関係者への名簿の提供とその活用等に取り組むことで、「頭の見える関係」を基本とした災害時の避難支援体制づくりを進めています。また、障害のある人や高齢者等のうち、特に配慮が必要な人の「避難行動計画(個別支援計画)」の作成に向ける取組を進めていくことで、災害時における避難支援の充実を図ります。	中事業	災害時要援護者支援事業費	・避難行動要支援者名簿の作成・提供及び個別避難計画の作成	・市社協、地域振興センターと連携し、「共助」の取組の必要性について情報を求め、新たに二つの社会福祉連絡協議会(連協)、1つは福祉協会が名簿を受領(R3.22連協、32福利協会)したほか、市内地区で進める個別避難計画作成ほどの試行的取組では、この試行的取組を通して当事者や地域の支援関係者、福祉協会との連携を図り、災害時の避難行動計画の実現を目指す。また、障害のある人や高齢者等のうち、特に配慮が必要な人の「避難行動計画(個別支援計画)」の作成に向ける取組を進めていくことで、災害時における避難支援の充実を図ります。	①市が把握している避難行動要支援者の情報等を契約し、名簿を作成するとともに、避難行動要支援者に対して、避難支援等関係者に名簿情報を提供するとの同意確認の実施 ②避難行動要支援者名簿情報の提供 ③個別避難計画の作成	・個別避難計画の試行的な作成等に向けて、災害リスク等に応じた対象者の把握や当事者の状況に応じた効率的な作成方法の検討を行うとともに、市社協、地域振興センターと連携し、地域の支援関係者等への働きかけを行う必要がある。	維持(継続)	・個別避難計画の試行的な作成等に向けて、災害リスク等に応じた対象者の把握や当事者の状況に応じた効率的な作成方法の検討を行うとともに、市社協、地域振興センターと連携し、地域の支援関係者等への働きかけを行う必要がある。	●	●	10-2-⑤ (消防・防災)	重層の支援推進担当																					
		中事業	災害時要援護者支援事業費	・防災学習の支援及び支援関係者等との連携の取組	・若い世代が地域防災活動の担い手となるよう、防災学習を希望する大学と地域団体をつなぐほか、学生会が地域や当事者団体、社会福祉協会等と協働する防災訓練等の支援を行った。(令和3年度:4校21回)	-	維持(継続)	-	-	●	10-2-④ (消防・防災)	重層の支援推進担当																						
		中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(あまのくらし部会)	・尼崎市自立支援協議会の開催等を行う。	・自立支援協議会については、新型コロナ感染拡大への影響でオーラル会議による開催手法を工夫して開催するなど、開催手法の多様化を行った。 ・あまのくらし部会において、模擬避難所連絡会の開催企画を進めたほか、コロナ禍での取り組みやそれに対する配慮・対応をまとめ、災害時にも活用できる取組等の共有を行った。	-	維持(継続)	・情報支援に係る各種機器を設置した移転後の会館機能も活用しながら、「あまのくらし部会」の取組を始め、災害支援に係る各種研修や自生活動等を推進していく。	●	●	06-1-② (障害者支援)	障害福祉政策担当																						
		中事業	支え合いの人づくり支援事業費(福祉課題の解決に向けた体系的な福祉の学びの場支援事業)	・市各課が市民活動団体と共に福祉に関する講座等を行う場合に、その費用の一部を助成する。	・身近な地域の要支援者への理解を深めるため、尼崎市社会福祉協議会(市社会協)や障害者支援団体等に向けた講座を実施した。地域会議や学校等にも参加を促すなどして、地域のつながりや「頭の見える関係」の構築に努め、地域防災力の向上につなげます。	・地区消防団が発起人となり、地区自立防災会、小学校PTA、地区会議事務局等に見守りの協力を得て、尼崎市社会福祉協議会(市社会協)や市連携して地域会議での防災訓練を実施した。市連携のつながりにより、複数障害者の参加や、小学校にチラシを配布したことで親子の参加が多くなられた。(園田)	維持(継続)	・「多様な人(性別・年齢・障害・国籍・家庭環境など)が入り合える場をつくる」「マイナリティ・同士が協力しやすい共有できる」、「市の各部局や地域住民・団体と一緒に作り上げる」といった視点を意識した取組を全市へ広げていく必要がある。	●	●	02-1-① (人権尊重・多文化共生)																							
		中事業	支え合いの人づくり支援事業費(福祉課題の解決に向けた体系的な福祉の学びの場支援事業)	・市各課が市民活動団体と共に福祉に関する講座等を行う場合に、その費用の一部を助成する。	・身近な地域の要支援者への理解を深めるため、尼崎市社会福祉協議会(市社会協)や障害者支援団体双方の想いや取組を座談会で共有し、その内容を研修動画として作成したほか、地域活動を推進するため、「防災」をテーマに浜芦地区で意見交換会を地域の会館で実施し、地域住民同士で支え合う意識の醸成につながった。	・参加者の活動への参画意識の高まりは見られたものの、コロナ禍で一緒に活動する者の確保がより困難となっていることへの不安の声もあり、参加者を地域住民や市民活動団体につなげる取組が必要となっている。	維持(継続)	・地域振興センターや市社協と連携し、「防災」等の身边に感じる地域課題をテーマに、多様な主体が参加・交流する学びの場づくりを行うとともに、活動のきっかけになる地域づくりの好事例の共有を行つ。	●	●	05-1-① (地域福祉)	重層的支援推進担当																						
	② 避難のための情報伝達	中事業	防災対策等事業費(災害マネジメントシステム関係事業)	・災害時に発生する膨大な情報をリアルタイムで共有できる「災害マネジメントシステム」の運用	・災害マネジメントシステムの運用を開始し、防災訓練において、運用方法を検討するなど、対応本部の情報処理能力向上に努め、災害時の対応策の充実強化に取り組んだ。	・災害情報伝達システムと災害マネジメントシステムを活用する中で効率的な情報収集等を行い、訓練を通じて分析能力を高め、操作技術の向上に努める必要がある。	維持(継続)	・災害情報伝達システム、災害マネジメントシステム等を活用し、効率的な情報の伝達・拡大・收集に努め、防災総合訓練において実効性の検証を行う。また、職員の情報分析能力、システム操作技術の向上に努める。	●	●	10-2-① (消防・防災)	地域防災計画 危機管理安全局企画管理課																						
		中事業	防災対策等事業費(防災情報伝達システム関係事業)	・アナログ式戸別受信機及び防災ラジオにて、携帯電話を活用した「防災情報伝達システム」の運用	・「防災情報伝達システム」について、令和4年度の出水期までの導入に向けて、システム構築並びに地域への事前説明など、着実に取組を進めた。	・今後、情報取得手段がない方への情報発信についてデジタル機器以外の情報伝達手段の一層の充実を検討する必要がある。	維持(継続)	・防災情報伝達システムの本格運用を実施するとともに、デジタル機器以外の情報伝達手段を充実させるため、災害時に人の集まる応急給水拠点などの掲示板の設置等、地域と連携する中でモデル事業に取り組む。	●	●	10-2-④ (消防・防災)	地域防災計画 危機管理安全局企画管理課																						
		中事業	新型コロナウイルス感染症対策事業費	・新型コロナウイルス感染症対策事業費	・新型コロナウイルス感染症に係る取組として、市民等に対し、ホームページやSNSでの情報発信や、コミュニティ情報紙板等での介入者への感染予防等への啓発を実施した。	・引き続き、感染再拡大の防止が求められる中、多層的な伝達手段による市民等への情報発信に努める必要がある。	維持(継続)	・より多くの市民に迅速かつ確実に情報伝達を行つたため、引き続き、多層的な情報発信を行つことをもとに、必要に応じて、街頭での啓発活動を実施する。	●	●	10-2-④ (消防・防災)	地域防災計画 国民保護計画 災害対策課																						
		中事業	身体障害者福祉会館移転事業費	・尼崎市公共施設マネジメント基本方針(方針1・再編)に基づき、老朽化した身体障害者福祉会館を新設・障害福祉センターに移転するため、必要な整備等を進める。	・障害のある人の災害時の情報取得につながるため、身体障害者福祉会館の移転工事にあわせて、自火報器や報知警報装置の設置工事を行い、施設機能の向上に取り組んだ。	-	維持(継続)	・移転後の会館については、併設する身体障害者福祉センターと同様に、福祉避難所として指定・運用していくよう、指定管理者等との協議・調整を進めていく。	●	●	06-2-④ (障害者支援)	障害福祉政策担当																						

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

課題 番号	基本施策 施策の 方向性 取組 項目	取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所轄名																	
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																																		
重点課題3. 共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり																																		
基本施策7: 安全・安心																																		
(3) 避難所の充実		中事業 防災対策等事業費		・防災総合訓練や非常用物資の備蓄等を行うとともに、災害時に発生する膨大な情報を全市的にリアルタイムで共有できる災害マネジメントシステムの運用などにより、防災体制の充実を図る。		・備蓄計画の更新を行い、長期保存が可能な食料品、高齢者や乳幼児等にも食べやすい食料品やアルゼン対応の食料品に見直しを行い、高齢者・乳幼児・女性・アルゼン疾患の方などへの配慮を含めた備蓄品目の充実を図った。・備蓄場所については、さらなる拡大に向けて地域内のバランスも考慮しながら検討する必要がある。		維持(継続)						●	●	10-2-(2) (消防・防災)	地域防災計画	災害対策課 危機管理安全局企画管理課																
(1) 防災対策	(4) 関係機関等との連携	中事業 災害時要援護者支援事業費		・福祉避難所の指定等		・3老人福祉施設、1障害福祉サービス事業所の計4施設を新たに福祉避難所に指定した。(令和4年3月末44施設)また、開設運営マニュアルの作成支援を行い、2施設でマニュアルを作成した。	-	維持(継続)						●	●	10-2-(5) (消防・防災)		重層的支援推進担当																
(5) 緊急通報等の充実		中事業 在宅高齢者等あんしん通報システム事業費		・急病や事故等の緊急時に迅速、適切な援助や、お丸気コールを行うことで、独居の高齢者、障害者等の日常生活の安全確保と不安の解消を図る。		・新たに携帯電話取扱機器の導入や近隣協力員を本部にいる方により、新規加入者が令和2年度の33件から令和3年度の197件と大幅に増加した。また、要支援者システムに利用者情報の項目を追加し、民生厚生委員会に当該情報を記載された高齢者名簿兼避難行動要支援者名簿の提供を行った。・令和3年度に緊急通報システム普及促進事業から在宅高齢者等あんしん通報システムへの見直しを行ったが、利用者への周知に努め、円滑に移行することができた。		維持(継続)						行革	●	●	07-2-(4) (高齢者支援)	高齢者保健福祉計画	障害福祉政策担当 福祉課															
●聴覚障害のある人など、会話による緊急通報が困難な人を対象とした、火災・救急時の「尼崎市ウェブ119・ファックス119」の利用の啓発に取り組みます。																																		
消防局企画管理課 (情報指令課)																																		

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

課題 番号	基本施策		取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名																
	施策の 方向性	取組 項目																																
基本理念：誰もがその人らしく、自立て安心に暮らすことができる共生社会の実現																																		
重点課題3. 共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり																																		
基本施策7: 安全・安心																																		
① 防犯対策の推進																																		
(2) 防犯対策・消費者保護	●警察や防犯協会、地域の団体等との連携強化や広報、啓発活動の推進により、犯罪被害の抑止・防止対策に取り組みます。また、障害のある人々を正確・啓発にあたっては、当事者団体と協力して取り組みます。																	生活安全課																
	●聴覚等に障害のある人の緊急通報手段となる「110番アブリ」や「ファックス110番」(兵庫県警察)の利用の啓発に努めます。																	生活安全課																
(2) 防犯対策・消費者保護	●消費者トラブルに関する情報の積極的な発信や、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行うとともに、障害のある人の特性に配慮した電話やファックス等による消費生活相談の環境の整備に努めます。また、関係機関等と連携を図るなど消費者トラブルの防止や被害からの救済に取り組みます。																	障害福祉課																
	●消費者トラブルの防止や消費者としての利益の擁護・増進に資するよう、消費生活に関する相談や講座等をその障害の特性に配慮して適宜実施し、障害のある人々に対する消費者教育を推進します。		中事業	消費生活安全推進事業費	・巡回講座等の啓発活動を通じ、悪質業者に騙されない賢い消費者になるための自立支援するとともに、多種債務を含めた消費生活相談の実施により、被害に遭った消費者を救済する両輪の取組で、消費者の健全な消費生活を支える。	・巡回講座等の啓発活動や、市報やホームページなどによる効果的な情報発信を通して消費者情報を得やすく、高齢者や成年年齢者が引き下がら、高校とも連携を図る中で、消費者被害を未然に防ぐための啓発活動を行なう。成年年齢の引き下げを踏まえ、高校と連携を図るなど取組を強化する。	・成年年齢の引き下げに伴い、16歳・19歳は親の同意を受けずに契約ができるようになるとから、高校とも連携を図る中で、消費者被害を未然に防ぐための啓発活動を行なう。成年年齢の引き下げを踏まえ、高校と連携を図るなど取組を強化する。	維持(継続)	・消費行動の心構えや契約の重要性などを身近に学べる巡回講座等の啓発活動を通じ、賢い消費者になるための自立支援する。特に、若者に若者に向けた啓発活動を実施する。成年年齢の引き下げを踏まえ、高校と連携を図るなど取組を強化する。	●	●	09-1-③ (生活安全)	防犯戦略	生活安全課																				

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

基 本 施 策 項 目	基本施策		取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名																
	施策の 方向性	取組 項目																																
基本理念 ：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																																		
重点課題3. 共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり																																		
基本施策8. 権利擁護、啓発・差別の解消																																		
(1) 成年後見制度の利用等による権利擁護の推進	① 成年後見制度の利用等による権利擁護の推進	●障害等による判断能力が不十分な人が、財産管理や住宅サービスの利用等で自己に不利な契約を結ぶことがないよう、「成年後見等支援センター」において、成年後見制度等の利用支援を行います。また、後見にはきらないが支援が必要な人のため、社会福祉協議会による「成年後見等支援事業（権利サービス利用援助事業）」によって援助を行うことで、適切なサービス等が提供できるよう努めます。	中事業	社会福祉関係団体補助金（地域福祉権利擁護事業補助金）	•市社協が実施する権利サービス利用援助事業（成年後見制度の利用に至らないが、判断能力に不安のある高齢者等を対象に金銭管理等を行う事業）に係る経費の一部を助成する。			維持（継続）		●	05-2-② (地域福祉)	地域福祉計画	福祉課																					
	② 障害者虐待防止への取組	●障害者虐待の防止や早期発見に向け、虐待に該当する行為や通報義務を広報・啓発するとともに、「障害者虐待防止センター」において常時の通報受付体制を確保し、市民等から通報があった場合には迅速な対応に努めます。	中事業	権利擁護推進事業費 成年後見制度利用支援事業費（障害者扶養費）	•成年後見等支援センターを設置・運営し、成年後見に係る専門的な知識を背景に相談から対応。その後の支援まで一貫的に行なうとともに、個別ケースの支援にあたっては、相談支援事業所など関係機関が役割分担のうえ、連携した支援につながるように「地域連携ネットワーク」機能の強化を行います。また、市民後見人の養成や活動支援、制度の普及啓発などを実施します。		•地域福祉計画改定において、成年後見制度利用促進を図る計画を内包するとともに、成年後見等支援センターを権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関として位置付け、成年後見制度利用までの期間短縮等の拡充を図ります。	変更（新規・拡充・行革）	•成年後見制度の市長申立てについて決定までに時間が要していること、またそれにより支援者の負担が軽減されないことが課題である。 ・成年後見制度の認知度が低く、市民や事業所等に対して、引き続き制度の周知を進めることが必要である。	拡充	05-2-② (地域福祉)	地域福祉計画	北部福祉相談支援課																					
(2) 障害者虐待防止への取組	●障害ある人への虐待が発生した場合は、「障害者虐待防止センター」において、被虐待者やその養護者に対する相談・支援等に取り組みます。また、被虐待者の安全の確保や虐待者に対する支援等も重要であるため、センターでのOJT・研修等による人材育成や関係機関との連携強化など支援体制の確保に取り組みます。	中事業	障害者虐待防止対策事業費	•障害者に対する虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の促進、養護者に対する支援等を行う。		•障害者虐待防止センターにおいて、通報・相談や虐待者の対応にあつたった「令和4年度通報・相談件数36件うち、虐待認定1件」。	•国の規制改定により、令和4年度から全てのサービス事業所に虐待防止委員会の設置等が義務付けられるため、既存のネットワーク会議（相談・就労・地域生活）の参加事業所に加えて、障害児通報支援事業所も対象とした「合同研修会」を開催し、当該制度や今後必要となる対応等の周知・啓発を進めました。	維持（継続）	•障害者虐待に係る通報件数やその対応件数は一定の水準で推移しており、引き続き、支援体制の確立と虐待当職員の支援力・判断力の向上や緊急通報先の連携強化を行っていく必要があります。	●	06-3-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当 南北障害者支援課																					

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

基本施策 選択項目	施策の 方向性	取組 項目	取組内容(第4期)			中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名																		
			事業名	取組内容	実施年																																	
基本理念 : 誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																																						
重点課題3. 共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり																																						
基本施策8. 情報・コミュニケーション、行政等における配慮																																						
① 情報提供の充実	① 情報の利用のしやすさ	中事業	点字あまがさき発行事業費	・市内在住の視覚障害者(1・2級)向けて「市報あまがさき」の内容を点訳した「点字あまがさき」を希望者に届ける(平均17部)。	・市政情報の提供及び共有という面において、必要であると考える。また、視覚障害がある人を対象としたものとしては、「声の広報」併せて有効な手段として一定の効果が得られている。 ・令和2年度の実績値については、新型コロナウイルス感染症に対する情報を掲載した特別号を含む計13回の合計値となっている。	-											●				広報課																	
		中事業	声の広報発行事業	・市内在住の視覚障害者(1・2級)向けて「市報あまがさき」の内容をCDまたはデイジーフォントに収録した「声の広報」を希望者に届ける(月平均63部(内訳:デイジーフォント版50部、CD版13部))。	・発行部数は例年微減ではあるものの、市政情報の提供及び共有という面において、必要であると考える。また、視覚障害があり、かつ点字が読めない人を対象とした有効唯一の手段として一定の効果が得られている。 ・令和2年度の実績値については、新型コロナウイルスに対する情報を掲載した特別号を含む計13回の合計値となっている。	-											●				広報課																	
		その他 取組	市議会だよりの作成 選挙のお知らせの作成																		・議会事務局総務課 ・選挙管理委員会事務局																	
		中事業	介護予防普及啓発事業費	・介護予防普及啓発事業費	・介護予防の意識啓発に資するため、広報紙を発行、配布する。	・広報誌(あまがさき介護保険だより)の発行、宇版・CD版の作成・配付合計:点字160、CD220(6月・12月各点字80、CD110)	-									●				介護保険事業担当																		
		中事業	介護保険制度普及啓発事業費	・介護保険制度に対する市民の理解を深めるため、広報を行う。	・広報誌(あまがさき介護保険だより)の発行、宇版・CD版の作成・配付合計:点字160、CD220(6月・12月各点字80、CD110)	-										●				介護保険事業担当																		
		中事業	心身障害者(児)対策啓発事業	・市民に対する障害者への正しい理解と認識を深めたための事業を実施するほか、各種サービスの周知を図る。	・障害者に対する福祉サービス等を記載した「福祉の手引き」を作成し、障害者手帳取得特典や研修会等で配布する。	-										●		06-3-① (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課																		
		中事業	インターネット活用事業費	・本市ホームページを通じて、積極的な情報の提供と説明を行うことにより、市民や事業者等と行政の情報共有化を図る。	・令和2年度から引き続き新型コロナウイルス感染症関連情報の発信したため、アクセス数はやや減少したものの高水準であった。新型コロナウイルス感染症関連情報の効果的な発信のため、引き続きツイッターやFacebookを設定したほか、コロナ禍の新しい生活様式に合わせて、オンラインができる手続きを始めた領域を設ける等の改修を行った。	・スマートフォンの普及に伴い、よりスマートフォンによる利用に即した情報提供等を行なう必要がある。										拡充	●			広報課																		
		中事業	日常生活用具給付等事業費	・身体障害者(児)、知的障害者(児)及び難病患者に対し、日常生活用具を給付する。(視覚障害)視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用拡大読書器、視覚障害者用時計など(聴覚障害)聴覚障害者用情報受信装置など	・機器や用具の機能向上等に伴い、従前から日常生活用具の給付品目の追加等について要望を表明しているため、近隸市の給付状況や先進市の取組事例の調査とあわせて、これまでの給付実績の分析や各品目の市場価格の把握を行なうなど見直しに向けた検討を進めた。	・これまでにも全国通知や要望等を考慮し適宜品目を追加してきたが、各品目における公費負担限度額等の見直しまでは行っていないため、市場価格と大きく乖離しているものも多い。	変更(新規・拡充・削除)									拡充	●	●	06-3-① (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	障害福祉課																	
		中事業	軽・中度難聴児補聴器購入費 等助成事業費	・軽・中度難聴児の補聴器購入費等の一助を助成する。	・助成件数は、例年増減はあるものの、一定のニーズがあり、軽・中度難聴児の健全な発育の支援や保護者の経済的な負担軽減を図ることができる。	-												●	●	06-3-① (障害者支援)	障害福祉課																	
		中事業	差別解消・コミュニケーション支援等検討事業	・障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に向けた取組の検討を行う。	・コロナ禍における情報支援の取組として、本庁舎と身体障害者福祉センターに点字プリンターや音声・拡大読書器を設置するとともに、今後の活用方法について協議・検討を行なった。 ・コロナワクチンの接種等に係るお知らせを点字と墨字による文書として作成・送付することで、点字表示による発送希望者やその家族等の情報取得のしやすさにつなげた。											維持(継続)				06-3-① (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課																
④ 情報の利便性の向上	④ 情報の利便性の向上	中事業	障がい者等サービス事業	・視覚障がい者等に対して、対面朗読の実施や点字図書及び録音図書の郵送貸出を行なう。 ・視覚障がい者の読書活動をサポートする様々な機器の紹介と、点字作業の実演などの事業を実施し、図書館における障がい者サービスの重要性を市民に啓発するなど、障害のある人への配慮等について啓発します。	・視覚障がい者等に対して、対面朗読の実施や点字図書及び録音図書の郵送貸出を行なう。 ・視覚障がい者の読書活動をサポートする様々な機器の紹介と、点字作業の実演などの事業を実施し、図書館における障がい者サービスの重要性を市民に啓発するなど、障害のある人への配慮等について啓発します。	・利用者の高齢化やインターネットによる録音図書データのダウンロード利用が普及し、利用者は年々減少しているところではあるが、録音図書郵送貸出サービスの需要は一定数あるため、引き続き実施していく。	維持(継続)									●	●	01-1-④ (地域コミュニティ学び)	中央図書館																			

尼崎市障害者計画の関連事業等一覧

基本資訊 課題 項目	施策の 方向性 取組 項目	取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事業 評価	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名											
										R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事業 評価	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)												
基本理念 ：誰がその人らしく、自立て安心に暮らすことができる共生社会の実現																												
重点課題3. 共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり																												
基本施策8: 情報・コミュニケーション、行政等における配慮																												
(1) 情報の利用のしやすさ	② 意思疎通支援の充実																											
(2) 行政等における配慮	① 市職員等の理解と配慮																											

尼崎市障害者計画の関連事業等一覧

課題	基本施策 施策の 方向性	取組項目	取組内容(第4期)			中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名																	
			事業名	取組内容	実施状況																																
基本理念 : 誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																																					
重点課題3. 共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり																																					
基本施策⑨: 情報・コミュニケーション、行政等における配慮																																					
(2) 行政等における配慮	選挙に関する配慮	②	●点字や音声等による候補者情報の提供や障害特性に応じた選挙に関する情報の提供に努めます。また、移動に支援が必要な障害のある人に配慮した投票所の段差解消や投票所内の設備・備品の設置など、投票所における投票環境の向上に努めます。	その他 取組															選挙管理委員会事務局																		